

角田市新中学校整備基本計画

令和8年9月

角田市教育委員会

<目 次>

1. 基本計画	1
1-1. 新中学校整備の基本方針	1
1-2. 新中学校整備の計画条件	4
1-3. 導入機能・必要諸室の検討	7
(1)新中学校の施設概要.....	7
(2)部活動のための施設整備方針	8
(3)校舎等の屋内施設の検討	10
1-4. 施設規模の設定.....	17
(1)屋内施設.....	17
(2)屋外施設	19
(3)新中学校における必要面積基準等	20
1-5. 概算事業費.....	24
1-6. 敷地造成基本計画.....	25
(1)基本方針.....	25
(2)造成計画	25
(3)道路計画	25
(4)駐車場・駐輪場計画.....	26
(5)雨水排水計画.....	27
(6)上・下水道計画	27
(7)消防水利計画.....	27
(8)屋外運動場計画.....	28
(9)その他関連施設.....	28
1-7. 事業手法の検討.....	29
(1)従来型業務発注・請負契約方式	29
(2)PFI事業方式	29
(3)従来型業務発注・請負契約方式とPFI事業方式の主なメリット・デメリット	31
1-8. 事業スケジュール.....	32
(1)「従来型業務発注・請負契約方式(プロポーザル形式)」による場合	33
(2)「PFI事業方式」による場合	34
1-9. 土地利用計画(配置計画)の検討	37
(1)ゾーニング・校舎配置の考え方	37
(2)校舎配置位置比較表	40
1-10. 新中学校(建築物)基本計画案の検討	41
(1)新中学校校舎レイアウト検討	41
(2)校舎レイアウト比較表	45

1. 基本計画

1-1. 新中学校整備の基本方針

新中学校整備に向けて、本市の教育の基本理念「学びって楽しい！～持続可能な社会を実現する人づくり～」を実現するため、以下のとおり「基本方針が目指す学校像」及び「基本方針の具体策」を定めます。

表 1-1-1 新中学校整備の基本方針

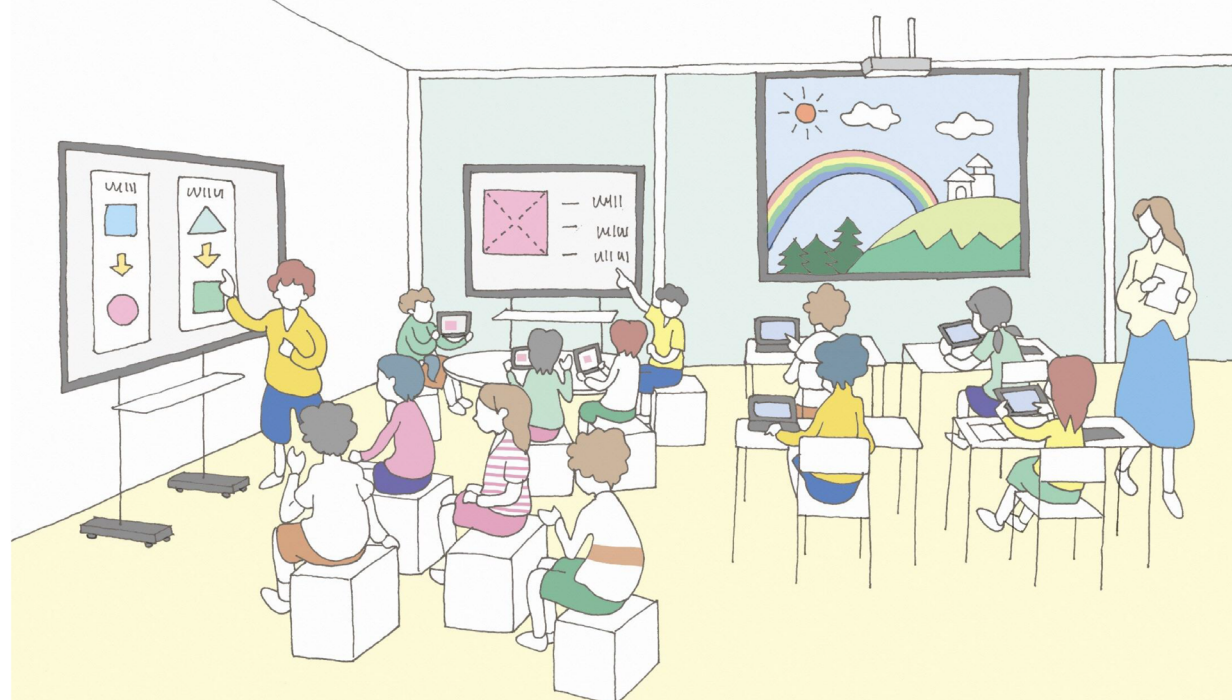
基本方針が目指す学校像
確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を目指し、 主体的に楽しく学びあうことを通して、 未来を切り拓く力を育む学校

基本方針の具体策
(1) 主体的・対話的で深い学びを実現する環境を整えます ○一斉学習・個別学習・協働学習など生徒の多様な学びに柔軟に対応する教室や多目的スペース等を整備します。 ○調べ学習など生徒の主体的な学習活動を支援し、生徒の情報リテラシーを育成するため、最新のICT環境や利用しやすい学校図書館等を整備します。 ○将来的な学級数の変動や学習内容・形態の変化にも柔軟に対応する学校施設を整備します。
(2) 豊かな心と健やかな体の育成を促す環境を整えます ○生徒の学習及び生活の場として、日照・採光・通風・換気・室温等に配慮した良好な環境を確保します。 ○インクルーシブ教育の実現に向け、バリアフリー化やユニバーサルデザインを採用した、誰もが利用しやすい学校施設を整備します。 ○生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、必要な設備等を整備します。 ○集団生活に適応しづらい生徒が、学校内で安心して過ごし、必要な学習的支援を受けられる環境を整備します。
(3) 安全・安心で快適な学習環境を整えます ○熱中症などの健康リスクを軽減するため、教室だけでなく、屋内運動場等にも空調設備を整備します。 ○不審者の学校侵入を防止するため、防犯カメラ・車止め・非常通報装置等の防犯設備を整備します。 ○ZEB化を推進し、施設のエネルギー消費量を削減し、快適で地球環境に配慮した学校施設を実現します。 ○地震や大雨などの災害に強く、避難所としての防災機能を有する学校施設を整備します。
(4) 地域の教育力を活用できる地域に開かれた環境を整えます ○保護者、地域住民等が学校運営や教育活動を円滑に支援できるよう活用しやすい学校施設を整備します。 ○学校開放事業など地域住民等が地域コミュニティ活動の拠点として利用しやすい学校施設を整備します。 ○発災時に地域の防災拠点として、地域住民等が安全かつ迅速に避難できる学校施設を整備します。

01 【学び】柔軟で創造的な学習空間を実現する

多様な学習活動を展開できる学習空間

基本方針の具体策(1)イメージ



教室空間において、紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていく姿

08 【学び】柔軟で創造的な学習空間を実現する

読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

基本方針の具体策(2)イメージ



どの教室からも利用しやすいよう学校の中心に図書館を計画し、調べ学習や自主的・自発的な学習が展開されていく姿

18 【安全】安全・安心な教育環境を実現する

避難所としての防災機能の強化

基本方針の具体策(3)イメージ



地域の避難所として、バリアフリー化、水害対策など防災機能を一層強化するとともに、居住性等を確保していく姿

1-5 【共創】ともに創造する共創空間を実現する

学校と地域が支え合い協働していくための共創空間

基本方針の具体策(4)イメージ



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる共創空間としていく姿

出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 令和4年3月30日付け 文部科学省
《一部改変：「基本方針の具体策(1)～(4)イメージ」追記》

■ 「新中学校整備の基本方針」の市計画上の位置づけと「整備基本方針」のキーワード

『角田市学校の適正規模等に関する基本構想
「第3次行動計画構想」』に基づく
学校再編・統合の具体化方針(R7.2策定)

【背景1】

人口減少・少子化により、将来的な生徒数の減少が見込まれる



【背景2】

学校施設の老朽化が進行しており、その解消が急務となっている

【背景3】

本市の厳しい財政状況を踏まえ、改修・整備コストを最小化する必要がある

【背景4】

ZEB化やバリアフリー化など、新たな時代に適合した教育環境の整備が求められている

角田中学校



校舎：築61年 屋体：築53年

再編

統合

新中学校



再編

統合

北角田中学校



屋体：築59年

第6次角田市
長期総合計画
将来を見据え人を
育み、活かすまち
づくり【市民力】

【目指す学校像】
確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を目指し、主体的に楽しく学び合うことを通して、未来を切り拓く力を育む学校

第2期
角田市教育振興
基本計画
学びって楽しい！
～持続可能な
社会を実現する人
づくり～

新中学校整備の基本方針（R7.5策定）

【具体策1】

主体的・対話的で深い学びを実現する環境を整えます



- 一斉学習・個別学習・協働学習など生徒の多様な学びに柔軟に対応する教室や多目的スペース等を整備します。
- 調べ学習など生徒の主体的な学習活動を支援し、生徒の情報リテラシーを育成するため、最新のICT環境や利用しやすい学校図書館等を整備します。
- 将来的な学級数の変動や学習内容・形態の変化にも柔軟に対応する学校施設を整備します。

【具体策2】

豊かな心と健やかな体の育成を促す環境を整えます



- 生徒の学習及び生活の場として、日照・採光・通風・換気・室温等に配慮した良好な環境を確保します。
- インクルーシブ教育の実現に向け、バリアフリー化やユニバーサルデザインを採用した、誰もが利用しやすい学校施設を整備します。
- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、必要な設備等を整備します。
- 集団生活に適応しづらい生徒が、学校内で安心して過ごし、必要な学習的支援を受けられる環境を整備します。

【具体策3】

安全・安心で快適な学習環境を整えます



- 熱中症などの健康リスクを軽減するため、教室だけでなく、屋内運動場等にも空調設備を整備します。
- 不審者の学校侵入を防止するため、防犯カメラ・車止め・非常通報装置等の防犯設備を整備します。
- ZEB化を推進し、施設のエネルギー消費量を削減し、快適で地球環境に配慮した学校施設を実現します。
- 地震や大雨などの災害に強く、避難所としての防災機能を有する学校施設を整備します。

【具体策4】

地域の教育力を活用できる地域に開かれた環境を整えます



- 保護者、地域住民等が学校運営や教育活動を円滑に支援できるよう活用しやすい学校施設を整備します。
- 学校開放事業など地域住民等が地域コミュニティ活動の拠点として利用しやすい学校施設を整備します。
- 防災時に地域の防災拠点として、地域住民等が安全かつ迅速に避難できる学校施設を整備します。

キーワード

・多目的教室
・多目的スペース
・最新のICT環境
・開放的な図書室
・柔軟性・可変性の高い部屋

・バリアフリー化
・ユニバーサルデザイン
・エレベーター
・充実した体育・文化施設

・空調設備
・防犯設備
・ZEB化
・非常用発電設備
・防災備蓄倉庫

・地域活動室
・学校開放
・地域の防災拠点

1-2. 新中学校整備の計画条件

新中学校建設適地選定の検討結果を踏まえ、計画地を旧角田女子高等学校とし、前段に示した整備方針と合わせて、計画条件を以下のとおりとします。

表 1-2-1 新中学校施設の基本的な計画条件

	条件	備考
①計画地及び面積	◆旧角田女子高等学校 ◆39,966 ㎡ ◆敷地の大半が 0.5m～3.0mの浸水区域となっているため、万が一の浸水を想定し、主要な教室や防災備蓄倉庫等を 2 階以上に配置	
②生徒数・学級数	◆生徒数（令和 13 年度生徒数） ・一般生徒：418 人 ・特別支援学級：25 人 ◆学級編制：最大 35 人 ◆普通教室：14 学級 ・1 学年：4 学級 ・2 学年：5 学級 ・3 学年：5 学級 ◆特別支援教室：6 学級	
③開校時期	◆令和 13 年度以降	
④検討する施設	◆校舎：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造又はそれらを組み合わせた複合工法 3 階建てを想定 ◆屋内運動施設 ・体育館：バスケットボールコート 2 面、ステージ、器具庫、更衣室、トイレ等 ・柔剣道場：柔道場 1 面、剣道場 1 面、器具庫 ◆屋外運動場 ・直線 100m、200mトラック以上 ・サッカーコート 1 面 ・野球場 1 面 ・テニスコート 4 面 ◆屋外トイレ ◆屋外倉庫 ◆駐車場 ・一般用、職員用、スクールバス用 ◆外構・緑地	基本設計時等において変更の可能性あり

表 1-2-2 新中学校計画地の概要

計画地：旧角田女子高等学校



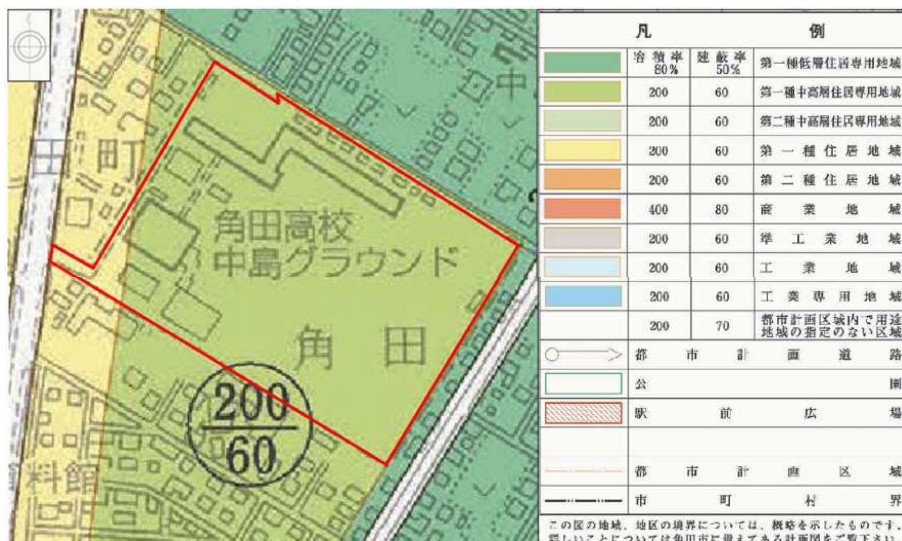
所在地 角田字中島上 250 番 外

敷地面積 39,966 m²

立 地

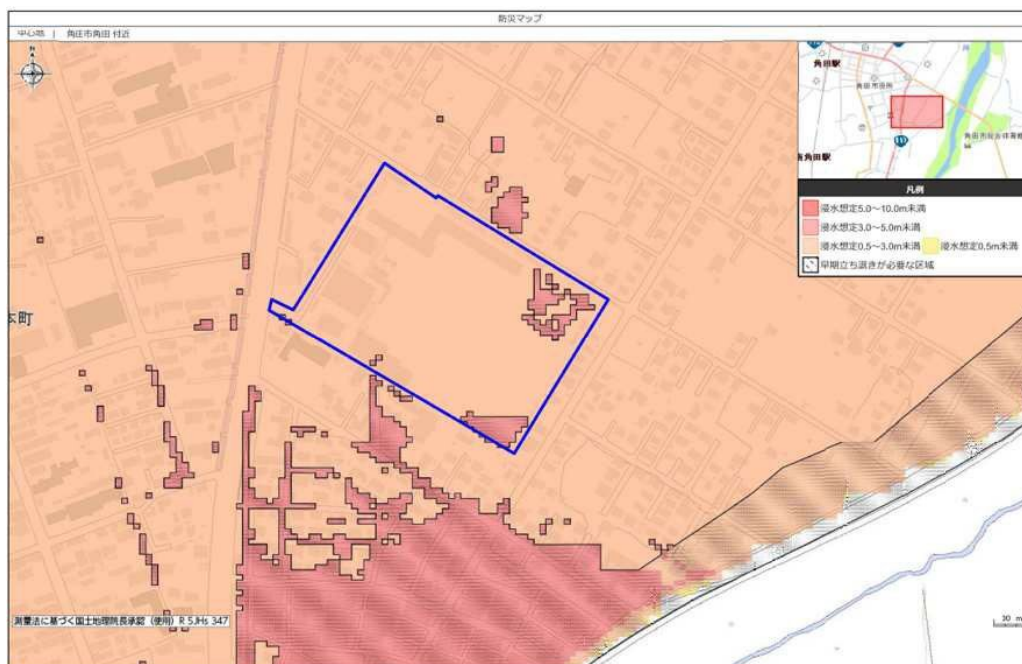
- ◆廃校の跡地で、校庭・体育館・武道館の一部のみ使用中
- ◆敷地内の高低差は、ほとんどなく、形は概ね矩形
- ◆敷地の周辺は住宅地

法規制等 ◆都市計画区域内、大半が第一種中高層住居専用区域、一部第一種住居地域

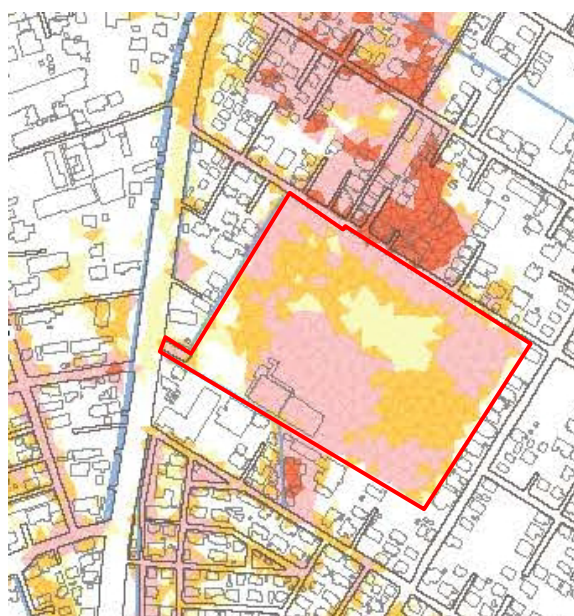


法 規 制 等

◆敷地の大半が 0.5m～3.0m未満の浸水区域、一部 3.0m～5.0m未満の浸水区域に該当



◆敷地の大半が 0.2m以上～0.5m未満の内水浸水想定区域、一部 0.1m以上～0.2m未満又は 0.02m以上～0.1m未満の内水浸水想定区域



凡 例															
内水浸水情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">浸水深さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>1.0m以上</td></tr> <tr><td></td><td>0.5m以上～1.0m未満</td></tr> <tr><td></td><td>0.2m以上～0.5m未満</td></tr> <tr><td></td><td>0.1m以上～0.2m未満</td></tr> <tr><td></td><td>0.02m以上～0.1m未満</td></tr> <tr><td></td><td>公共下水道全体計画区域</td></tr> </tbody> </table>	浸水深さ			1.0m以上		0.5m以上～1.0m未満		0.2m以上～0.5m未満		0.1m以上～0.2m未満		0.02m以上～0.1m未満		公共下水道全体計画区域
浸水深さ															
	1.0m以上														
	0.5m以上～1.0m未満														
	0.2m以上～0.5m未満														
	0.1m以上～0.2m未満														
	0.02m以上～0.1m未満														
	公共下水道全体計画区域														
土砂災害警戒区域等	<table border="1"> <tbody> <tr><td></td><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr> <tr><td></td><td>土砂災害警戒区域</td></tr> </tbody> </table>		土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域										
	土砂災害特別警戒区域														
	土砂災害警戒区域														
避難施設	<table border="1"> <tbody> <tr><td></td><td>指定緊急避難場所</td></tr> <tr><td></td><td>指定緊急避難場所・指定避難所</td></tr> </tbody> </table>		指定緊急避難場所		指定緊急避難場所・指定避難所										
	指定緊急避難場所														
	指定緊急避難場所・指定避難所														
防災関係機関	<table border="1"> <tbody> <tr><td></td><td>角田市役所</td></tr> <tr><td></td><td>角田消防署</td></tr> <tr><td></td><td>角田警察署</td></tr> </tbody> </table>		角田市役所		角田消防署		角田警察署								
	角田市役所														
	角田消防署														
	角田警察署														
水位観測所等	<table border="1"> <tbody> <tr><td></td><td>水位観測所</td></tr> <tr><td></td><td>河川ライブカメラ</td></tr> <tr><td></td><td>水位計</td></tr> <tr><td></td><td>雨量観測所</td></tr> </tbody> </table>		水位観測所		河川ライブカメラ		水位計		雨量観測所						
	水位観測所														
	河川ライブカメラ														
	水位計														
	雨量観測所														

◆仙南地域広域景観計画：角田中心部地区

⇒阿武隈川左岸に位置し、城下町と阿武隈川に挟まれた中島・高畑地区

1-3. 導入機能・必要諸室の検討

上記、基本方針及び計画条件を踏まえ、新たな学校に導入する機能等を検討し、基本方針の具体策との関連性を整理します。

(1) 新中学校の施設概要

表 1-3-1 新中学校の施設概要

施設等	内容				
生徒数、普通教室 学級数 (令和13年度)	・令和13年度の通常学級の生徒数は418人、1学級最大35人編制とし、普通教室及び学級数は1学年4学級、2・3学年、各5学級、計14学級とします。				
		1学年	2学年	3学年	計
	通常学級生徒数	126人	142人	150人	418人
	学級数	4学級	5学級	5学級	14学級
校舎基準プラン	・現時点においては、校舎は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造又はそれらを組み合わせた複合工法地上3階建てを想定し、洪水等の災害への備えとして主要な教室や防災備蓄倉庫等は2階以上に配置します。 ・普通教室は、1学級最大35人編制とし、教室面積は72㎡(8m×9m=72㎡)を基本プランとします。				
校舎に配置する教室等	・普通教室 ・理科室 ・音楽室 ・美術室 ・技術室 ・家庭科室(調理室) ・図書室 ・その他学習関係諸室(生徒会室、カウンセリング室、別室登校向け教育相談室、進路指導室等) ・管理関係諸室(職員室、保健室、放送室、会議室、事務室等) ・交流施設(多目的ホール、地域活動室・ボランティア室) ・その他(昇降口、トイレ、配膳室、防災備蓄倉庫等) ・多目的教室 ・理科準備室 ・音楽準備室 ・美術準備室 ・技術準備室 ・家庭科室(被服室) ・特別支援教室 ・家庭科準備室				
屋内運動施設	・体育館(バスケットボールコート2面、ステージ、トイレ、更衣室、器具庫等) ・柔剣道場(柔道場1面、剣道場1面、器具庫等)				
屋外施設	・グラウンド(200mトラック、野球場、サッカーコート等)				
	・テニスコート4面		・屋外倉庫		
	・屋外トイレ		・駐輪場(250㎡程度)		
	・駐車場(一般用:40台以上、職員用:50台以上、スクールバス用:6台以上)				
	・その他(緑地、歩道、車アクセス路、管理用道路等)				

※：普通教室の基本プランについて

これまでの校舎や教室規模の基準としては、学校施設を全国一定レベルに整備できるよう、昭和 25 年に文部省（現文部科学省）が日本建築学会に委嘱して作成した「鉄筋コンクリート造の標準設計」があげられます。この標準設計のなかでは、当面する教育の量的拡大に対応するために、片廊下形式の校舎や教室面積 63 m²（奥行き 7m×間口 9m）のプランが標準設計として示されており、この標準設計を基に全国の校舎が整備されていった経緯があります。

現在の普通教室の平均面積は 64 m²（「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備の検討について」（2020 年 10 月 21 日 文部科学省初等中等教育局））で、65 m²未満の教室が全体の約 70%を占めており、現時点、当該標準設計に基づく教室規模の学校が多いことがうかがえます。

今後の教育環境においては、1 学級最大 35 人編制に移行されるとともに、大型モニターなどの ICT 関係の機材等の設置スペースの確保、1 人 1 台端末に対応した新 J I S 規格の機の導入、多様な学習形態への対応や感染症発生時の対策なども求められています。

上記を踏まえ、本計画においては、現在よりもゆとりをもった教室として 72 m²（8m×9m＝72 m²）を基本プランとします。

（２）部活動のための施設整備方針

生徒等の自主的・自発的な参加により行われる部活動が十分に行えるように、以下に示す方針に基づき施設整備を行います。

- ◆現在、角田中学校及び北角田中学校で行われている既存の部活動の活動状況のほか、近年進められている部活動の地域移行や再編状況等を踏まえ、部活動に必要な施設等を整備していきます。
- ◆生徒が自主的・自発的に参加できるよう部活に関する生徒の要望等を把握するとともに、その要望等を踏まえ、各部活動において必要とされるコートや教室等のスペースを確保していきます。
- ◆運動部においては、可能な限り、他の運動部との重複利用がないよう配慮するとともに、文化部においては特別教室等の活用を検討していきます。
- ◆近年の夏場の暑さによる生徒の安全性を考慮し、新中学校にはプールを整備せず、既存の屋内温水プールを活用します。

表 1-3-2 令和 7 年度 角田市立角田中学校・北角田中学校 部活動数

種別	部名	角田中学校	北角田中学校
運動部	野球	○	○
運動部	サッカー	○	
運動部	男子ソフトテニス	○	○
運動部	女子ソフトテニス	○	○
運動部	卓球	○	
運動部	男子バスケットボール	○	○
運動部	女子バスケットボール	○	○
運動部	男子バレーボール	○	
運動部	女子バレーボール	○	○
運動部	男子バドミントン	○	○
運動部	女子バドミントン	○	○
運動部	剣道	○	
運動部	柔道	○	
運動部	水泳	○	
運動部	陸上	○	○
文化部	吹奏楽	○	○
文化部	科学	○	
文化部	美術	○	○
文化部	家庭	○	
文化部	総合文化	○	

運動部	15	9
文化部	5	2
計	20	11

(3) 校舎等の屋内施設の検討

① 学習関係諸室

表 1-3-3 校舎等の屋内施設の検討

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
普通教室	◆現在「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、中学校の学級編制が、令和 8 年度（第 1 学年）から令和 10 年度（第 3 学年）にかけて、段階的に 35 人以下となる見通しであることを踏まえ、学級編制は最大 35 人とします。 ◆各学年の通常学級数は、令和 13 年度以降の供用開始を目指し、その時点で必要となる学級数を確保することとします。 【令和 13 年度時点】 第 1 学年：4 学級（126 人） 第 2 学年：5 学級（142 人） 第 3 学年：5 学級（150 人） 計：14 学級（418 人） ◆将来的に学級数が減少した場合等には、多目的教室として利用するなど、柔軟な活用を検討していくこととします。	(1) (2)

〔 現在と将来の生徒数 〕

(単位：人)

		年度													
		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
		通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支
1 学年	角田中学校	113	8	129	6	122	5	115	9	104	6	93	2	96	5
	北角田中学校	56	4	39	5	42	5	37	5	46	3	49	6	30	3
2 学年	角田中学校	160	3	115	5	129	6	122	5	115	9	104	6	93	2
	北角田中学校	52	1	56	5	39	5	42	5	37	5	46	3	49	6
3 学年	角田中学校	147	4	158	5	115	5	129	6	122	5	115	9	104	6
	北角田中学校	60	2	51	2	56	5	39	5	42	5	37	5	46	3
計		588	22	548	28	503	31	484	35	466	33	444	31	418	25
		610		576		534		519		499		475		443	

(単位：人)

		年度													
		R14		R15		R16		R17		R18		R19		R20	
		通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支
1 学年	角田中学校	83	8	77	4	70	3	62	3	57	2	56	2	50	2
	北角田中学校	39	1	40	2	43	2	42	2	29	2	25	2	32	2
2 学年	角田中学校	96	5	83	8	77	4	70	3	62	3	57	2	56	2
	北角田中学校	30	3	39	1	40	2	43	2	42	2	29	2	25	2
3 学年	角田中学校	93	2	96	5	83	8	77	4	70	3	62	3	57	2
	北角田中学校	49	6	30	3	39	1	40	2	43	2	42	2	29	2
計		390	25	365	23	352	20	334	16	303	14	271	13	249	12
		415		388		372		350		317		284		261	

※令和 7 年度は実績。令和 8 年度以降は、令和 8 年 5 月 1 日現在の児童生徒数及び出生数を用いた推計値。

令和 15 年度以降の特別支援学級在籍生徒数については、出現率（就学児童数の上限 5.0%で障害区分なし）を含む推計値。

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
普通教室	◆生徒の主たる学習及び生活の場となることから、内装や色彩等を工夫するなど、生徒が安心して落ち着くことができるスペースとします。 ◆採光、通風、室温等の良好な環境条件に考慮し、教室の位置や方位等に配慮します。 ◆学年単位の活動等を考慮し、同一学年が同一階となるように配慮し、学年ごとに多目的教室・教材室を隣接させます。 ◆1人1台のタブレット端末に対応した新JIS規格以上の机や大型ディスプレイ等を設置できる、ゆとりある室内スペース（1室9m×8m=72㎡）とします。 ◆万が一の浸水被害等を想定し、2階以上の配置とします。	(1) (2) (3)
多目的教室	◆個別・少人数学習、グループ学習など、多様な学習活動に柔軟に対応できるスペースとします。 ◆学習内容・学習形態に応じて、室内に各種コーナーを形成するなど、分割して柔軟に活用できるスペースとします。 ◆各学年の普通教室と隣接して、学年ごとに1か所設置します。 ◆万が一の浸水被害等を想定し、2階以上の配置とします。	(1) (3)
特別支援教室	◆特別支援学級の学級編制基準により、障害種別に応じた運用を行うことを想定すると、6学級（知的2学級、自閉2学級、聴覚1学級、病弱1学級）とします。 ◆パーティションにより間仕切れるようにし、生徒の特性に応じ、多様な学習活動等に柔軟に活用できるスペースとします。 ◆外部からの音や視覚的な刺激が苦手な生徒に対応するため、遮音性・吸音性の高い内装とすることや調光器等を設置するなど、落ち着いて学びやすいスペースとします。 ◆普通教室やトイレ等の位置関係を考慮した配置とします。 ◆万が一の浸水被害等を想定し、2階以上の配置とします。	(2) (3)
特別教室 ・理科室 ・美術室 ・音楽室 ・技術室 ・家庭科室 （調理室・被服室） ・図書室	◆特別教室として、理科室、美術室、音楽室、技術室、家庭科室（調理室・被服室）、図書室を整備し、それぞれ準備室（図書室を除く。）を配置します。 ◆特別教室は、各学習活動に必要な設備・備品等を備えるものとし、収納スペースを含め、十分な面積を確保します。 ◆音楽室は、音響・防音に十分配慮した設計とするとともに、演奏会や発表会が行えるよう、多目的ホールに隣接します。 ◆理科室・技術室は、臭気が発生する作業が想定されることから、換気に十分配慮した設計とします。 ◆図書室は、校舎中央に配置し、生徒が利用しやすい動線を確保するとともに、蔵書・管理・閲覧スペースを備え、オープンスペースとした解放感のある配置とします。	(1) (2)

導入機能等		導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
その他の学 習関係諸 室	生徒会室	◆生徒が主体的に活動に取り組めるよう、話し合いや作業の行えるスペースとします。	(1)
	カウンセ リング室	◆スクールカウンセラーなどが、生徒や保護者などの心のケアや必要な支援等を行うためのスペースとします。 ◆保健室との連携に配慮した配置とします。	(2)
	別室登校 向け教育 相談室	◆別室登校の生徒が、落ち着いて必要な学習的支援を受けられるためのスペースとします。 ◆他の生徒の動線を気にすることのないよう、昇降口とは別の玄関等からスムーズに入室できるように配置します。	(2)
	進路指導 室	◆生徒と教師が個別に相談でき、落ち着いて時間を過ごせるスペースとします。	—
	教材室	◆教材室として授業の配布物や備品等を保管できるスペースを確保し、学年ごとに1か所設置します。	—

② 屋内運動施設

導入機能等		導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
体育館		◆体育館は、体育の授業、部活動、学校開放に必要な機能（設備及び備品等）・規模を確保します。 ◆災害時の避難所としての活用を想定し、ギャラリーから、2階に配備する防災備蓄倉庫へアクセスできる動線を確保します。 ◆体育館には、体育の授業・部活動での生徒の着替えや学校開放などで地域住民が利用できる更衣室を整備します。 ◆トイレについては、一般用トイレに加えバリアフリートイレを整備します。 ◆学校開放で利用する場合は、シャッターや扉等により、校舎エリアへは侵入できないようにします。	(2) (3)
柔剣道場		◆体育館と隣接し、柔道場及び剣道場を整備します。 ◆学校開放で利用する場合は、シャッターや扉等により、校舎エリアへは侵入できないようにします。	(2) (3)

③ 管理関係諸室

導入機能等		導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
職員室・校長 室		◆職員室は、生徒の見守りを考慮し、昇降口やグラウンドの見通しの良い場所に配置します。 ◆職員室は、保健室やその他の管理関係諸室との連携に配慮した配置とします。 ◆校長室は、職員室との連携に配慮し、応接機能をもったスペースとします。	—

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
保健室	◆保健室は、生徒にとって利用しやすく、相談しやすいよう、稼動式パーテーションを設置するなど、生徒のプライバシーに配慮した落ち着いたスペースを確保します。 ◆カウンセリング室との連携に配慮した配置とします。 ◆病院への搬送等を考慮し、駐車場側から救急車が近接できる配置とします。	(2)
その他の管理 関係諸室	◆その他の管理関係諸室として、職員用のトイレ（バリアフリートイレを含む）・更衣室・休憩室、印刷室、放送室、会議室、事務室（用務員室）、倉庫・書庫等を整備します。	(2)

④ 交流関係諸室

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
多目的ホール	◆文化祭、講習会、学年集会、部活動など、比較的広い面積を必要とする教育活動等で柔軟に活用できるスペースにします。 ◆教育活動等に応じて、パーテーションにより間仕切れるなど、分割して柔軟に活用できるスペースとします。 ◆複数のプロジェクターや大型ディスプレイ等のＩＣＴ機器の設置を検討します。 ◆地域住民との交流の場となるだけでなく、災害時は地域住民の避難所としての活用も想定し、防災備蓄倉庫を隣接させます。	(1) (3) (4)
地域活動室・ ボランティア 室	◆学校運営や教育活動の円滑な支援等のため、保護者、地域住民、ボランティアが活動拠点とするスペースとします。 ◆生徒との動線を分けるため、昇降口とは別に、地域開放玄関を設置し、そこからスムーズに入室できるように配置します。	(4)

⑤ その他・共用スペース等

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
昇降口、職員 玄関、地域開 放玄関、Ｅ Ｖ、ＥＶホー ル	◆昇降口は、各室やグラウンドに移動しやすい配置とします。 ◆職員玄関は、管理関係諸室への動線に配慮した配置とします。 ◆地域開放玄関は、地域活動室・ボランティア室へスムーズに入室できる配置とします。 ◆エレベーター（ＥＶ）は、バリアフリーに対応した配置・仕様とし、エレベーターホール（ＥＶホール）を設置します。	(2)
生徒用トイレ 等	◆各階に生徒用トイレ及びバリアフリートイレを設置します。	(2)
配膳室	◆各階に給食センターから配送される給食を衛生的に配膳できるスペースを確保し、小荷物昇降機を設置します。 ◆1階には、外から配送車が乗り入れできるようにします。	—

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
防災備蓄倉庫	◆防災備蓄倉庫は、災害時に避難所となる多目的ホールや体育館等との位置関係に配慮した配置とするとともに、万が一の浸水被害等の可能性を考慮し、2階以上に設置します。	(3) (4)
階段・廊下等の 供用スペース等	◆階段・廊下は、明るく開放的で、生徒が使いやすい動線とするとともに、面積を広くとり、オープンスペース等として活用できるようにします。 ◆有事の際の避難経路を確保します。	(1) (2) (3)

⑥ 設備等

導入機能等	導入機能等の考え方	関連する 主な具体策
ICT環境	◆安定した通信ネットワーク環境等を構築し、校内全体で快適にICTが活用できるようにします。 ◆万が一の浸水被害等を想定し、サーバーは2階以上へ設置します。	(1) (3)
バリアフリー・ユニバーサルデザイン	◆段差解消、広い廊下、エレベーターや各階へのバリアフリートイレの設置など、校内全体でバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた校内サイン等を導入します。	(2)
ZEB化	◆省エネ設備や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入等により、施設のZEB化を進めます。	(3)
非常用発電設備	◆災害時の避難所としての利用が想定されることから、非常用発電設備等を設置します。 ◆万が一の浸水被害等を想定し、非常用発電装置は2階以上へ設置します。	(3) (4)
防犯設備	◆不審者等の学校侵入を防止し、生徒の安全を確保するため、防犯カメラや車止め設置するほか、万が一のための、非常用通報装置等を設置します。	(3)
衛生設備	◆生徒等の衛生的で快適な環境を確保するため、トイレの洋式化やドライ化、非接触型の手洗い設備などを導入します。	(2)
空調設備	◆熱中症などの健康リスクを軽減するため、普通教室・特別教室・屋内運動施設（体育館・柔剣道場）等においても、空調設備を導入します。	(2) (3) (4)

(4) 屋外施設の検討

導入機能	導入機能の考え方	関連する 主な具体策
グラウンド	◆グラウンドは、直線100m、200mトラック、サッカーコートや野球場等が配置できる規模を確保します。	(2)
テニスコート	◆テニスコートは、現在の角田中の利用状況等を踏まえ、4面を確保します。	(2)

導入機能	導入機能の考え方	関連する 主な具体策
屋外倉庫	◆体育の授業や部活動等で使用する用具等を収納するため、屋外倉庫を設置します。	(2)
屋外トイレ	◆部活や学校開放等で屋外施設を利用する際に、利用できる屋外トイレを設置します。	(4)
駐輪場	◆生徒の自転車通学に対応するため駐輪場を設置します。	—
駐車場	◆保護者等による生徒の送迎、学校開放利用者用の一般用駐車場として40台以上の駐車スペースを確保します。 ◆職員・業務用駐車場として、スクールバス6台以上、職員用として50台以上の駐車スペースを確保します。	—
緑地等	◆敷地境界等には、緑地等を配置し、四季を感じることもできる樹木の植栽、花壇等を設置し、周辺環境・景観との調和等を図ります。 ◆その他、土地利用計画（配置計画）の検討とあわせ、歩道、車アクセス路、管理用道路等を確保します。	(3)

表 1-3-4 導入機能と必要諸室 一覧表

◆屋内施設

種類	No.	導入諸室・必要諸室等
1 学習関係諸室		
普通教室等	1-1	普通教室
	1-2	多目的教室
特別支援	1-3	特別支援教室
特別教室	1-4	理科室・準備室
	1-5	美術室・準備室
	1-6	音楽室・準備室
	1-7	技術室・準備室
	1-8-1	家庭科室（調理室）
	1-8-2	家庭科室（被服室）
	1-8-3	家庭科準備室
	1-9	図書室
その他学習 関係諸室	1-10	生徒会室
	1-11	カウンセリング室 （心の教室）
	1-12	別室登校向け教育相談室
	1-13	進路指導室
	1-14	教材室
2 屋内運動施設		
	2-1	体育館・器具庫・更衣室・ トイレなど
	2-2	柔剣道場

種類	No.	導入諸室・必要諸室等
3 管理関係諸室		
	3-1	職員室
	3-2	校長室
	3-3	保健室
	3-4	職員用トイレ
	3-5	職員向けバリアフリー トイレ
	3-6	職員用更衣室
	3-7	職員用休憩室
	3-8	印刷室
	3-9	放送室
	3-10	会議室
	3-11	事務室・用務員室
	3-12	倉庫・書庫
4 交流施設		
	4-1	多目的ホール
	4-2	地域活動室・ボラン ティア室
5 その他		
	5-1	昇降口
	5-2	職員玄関・地域開放玄 関・EV、EVホール
	5-3	生徒用トイレ
	5-4	生徒向けバリアフリー トイレ
	5-5	配膳室
	5-6	防災備蓄倉庫
6 共用スペース等		
	6	共用スペース

◆屋外施設

No.	導入施設等
7-1	グラウンド（200mトラック、野球場、 サッカーコート等）
7-2	テニスコート
7-3	屋外倉庫
7-4	屋外トイレ

No.	導入施設等
7-5	駐輪場
7-6	駐車場
7-7	緑地、歩道、車アクセス路、管理用 道路等

黄色部分：学校開放・地域開放等を予定

1-4. 施設規模の設定

上記「1-3. 導入機能・必要諸室の検討」を踏まえ、各自治体の整備事例等を参考に、各諸室等の施設規模を以下のとおりとします。

諸室等の規模は、原則、コマ数を基に設定することとし、1 コマの規模は、当該事例等を参考に72 m² (8m×9m) とします。

(1) 屋内施設

表 1-4-1 施設規模の設定 屋内施設(1)

	No.	導入諸室・必要諸室	コマ数	単位面積(m ²)	室数	面積(m ²)	規模設定の考え方
			①	②	③	①*②*③	
学習関係諸室	普通教室						
	1-1	普通教室	1	72	14	1,008	◆普通教室の導入機能等の考え方を踏まえ、普通教室として14室、1室当たり1コマを想定
	1-2	多目的教室	1	72	3	216	◆各学年1室、計3室、1室当たり1コマを想定
	特別支援						
	1-3	特別支援教室	0.5	72	6	216	◆特別支援学級の導入機能等の考え方を踏まえ、特別支援教室として6室、1室当たり0.5コマを想定
	特別教室						
	1-4	理科室・準備室	2	72	2	288	◆理科室として2室設置 ◆1室は、理科室として1.75コマ、準備室として0.25コマを想定
	1-5	美術室・準備室	2.5	72	1	180	◆美術室として1室設置 ◆美術室として2コマ、準備室として0.5コマを想定
	1-6	音楽室・準備室	3	72	1	216	◆音楽室として1室設置 ◆音楽室として2.5コマ、準備室として0.5コマを想定
	1-7	技術室・準備室	2.5	72	1	180	◆技術室は、1室設置 ◆技術室として2コマ、準備室として0.5コマを想定
	1-8-1	家庭科室（調理室）	1.5	72	1	108	◆調理室として1室、1.5コマを想定
	1-8-2	家庭科室（被服室）	1.5	72	1	108	◆被服室として1室、1.5コマを想定
	1-8-3	家庭科準備室	0.5	72	1	36	◆調理・被服室兼用の家庭科準備室として0.5コマを想定
	1-9	図書室	3.25	72	1	234	◆図書室として1室設置 ◆蔵書スペースとして1.75コマ、閲覧スペースとして1コマ、管理スペースとして0.5コマを想定
	その他学習関係諸室						
1-10	生徒会室	0.5	72	1	36	◆生徒会室として1室、0.5コマを想定	
1-11	カウンセリング室	0.5	72	1	36	◆カウンセリング室として1室、0.5コマを想定	

表 1-4-1 施設規模の設定 屋内施設(2)

	No.	導入諸室・必要諸室	コマ数	単位面積(m ²)	室数	面積(m ²)	規模設定の考え方
			①	②	③	①*②*③	
学習関係諸室	1-12	別室登校向け教育相談室	0.5	72	3	108	◆別室登校向けの教育相談室として3室、1室あたり0.5コマを想定
	1-13	進路指導室	0.5	72	1	36	◆進路指導室として1室、0.5コマを想定
	1-14	教材室	0.25	72	3	54	◆教材室として各学年1室、1室あたり0.25コマを想定
屋内運動施設	2-1	体育館・器具庫・更衣室・トイレなど	—	1,797	1	1,797	◆①アリーナ：1,287 m ² (39.6m×32.5m) ◆②ステージ：175.5 m ² (5.4m×32.5m) ◆③更衣室：99 m ² (11m×9m) ◆④トイレ（バリアフリートイレ含む）：58.5 m ² (9m×6.5m) ◆⑤器具庫：39 m ² (6m×6.5m) ◆⑥通路：137.25 m ² ◆計（①+②+③+④+⑤+⑥）＝1,796.25 m ² ≒1,797 m ²
	2-2	柔剣道場	—	518	1	518	◆①柔道場：225 m ² (15m×15m) ◆②剣道場：225 m ² (15m×15m) ◆③通路・器具庫：67.5 m ² ◆計（①+②+③）＝517.5 m ² ≒518 m ²
管理関係諸室	3-1	職員室	2.5	72	1	180	◆職員室として1室、2.5コマを想定
	3-2	校長室	1	72	1	72	◆校長室として1室、1コマを想定
	3-3	保健室	1	72	1	72	◆保健室として1室、1コマを想定
	3-4	職員用トイレ	0.5	72	1	36	◆職員用トイレとして1か所、男女各0.25コマを想定
	3-5	職員向けバリアフリートイレ	0.1	72	1	7.2	◆職員向けバリアフリートイレを1か所、0.1コマを想定
	3-6	職員用更衣室	1	72	1	72	◆職員用更衣室として1室、1コマを想定
	3-7	職員用休憩室	0.5	72	1	36	◆職員用休憩室として1室、0.5コマを想定
	3-8	印刷室	0.3	72	1	21.6	◆印刷室として1室、0.3コマを想定
	3-9	放送室	0.3	72	1	21.6	◆放送室として1室、0.3コマを想定
	3-10	会議室	1.5	72	1	108	◆会議室として1室、1.5コマを想定
	3-11	事務室・用務員室	0.5	72	1	36	◆事務室・用務員室として1室、0.5コマを想定
	3-12	倉庫	0.5	72	1	36	◆倉庫として1か所、0.5コマを想定
交流施設	4-1	多目的ホール	3	72	3	648	◆多目的ホールとして各学年1か所、1か所当たり3コマを想定
	4-2	地域活動室・ボランティア室	1	72	1	72	◆地域活動・ボランティア室として1室、1コマを想定

表 1-4-1 施設規模の設定 屋内施設(3)

	No.	導入諸室・必要諸室	コマ数	単位面積(m ²)	室数	面積(m ²)	規模設定の考え方
			①	②	③	①*②*③	
その他	5-1	昇降口	2	72	1	144	◆昇降口として1か所、2コマを想定
	5-2	職員玄関・地域開放玄関・EV・EVホール	1	72	1	72	◆職員玄関・地域開放玄関・エレベーター(EV)・エレベーターホール(EVホール)として1か所、1コマを想定
	5-3	生徒用トイレ	0.9	72	4	259.2	◆生徒用トイレとして2・3階各2か所、計4か所、1か所0.9コマを想定
			0.3	72	1	21.6	◆生徒用トイレとして1階1か所0.3コマを想定
	5-4	生徒向けバリアフリートイレ	0.1	72	5	36	◆生徒用バリアフリートイレとして1階1か所、2・3階各2か所、計5か所、1か所当たり0.1コマを想定
	5-5	配膳室	0.5	72	3	108	◆配膳室として、各階1か所、計3か所、1か所当たり0.5コマを想定
	5-6	防災備蓄倉庫	0.3	72	1	21.6	◆防災備蓄倉庫として1か所0.3コマを想定
小計		校舎				5,141	
		屋内運動場				2,315	※柔剣道場等を含む。
共用スペース	6	共用スペースを25%で想定した場合				1,714	◆ゆとりある廊下・階段等の設置も想定し、校舎の全体面積の25～35%を想定
		共用スペースを30%で想定した場合				2,203	
		共用スペースを35%で想定した場合				2,768	
合計		共用スペースを25%で想定した場合				9,170	
		共用スペースを30%で想定した場合				9,659	
		共用スペースを35%で想定した場合				10,224	
屋内施設面積：9,200㎡から10,300㎡							

(2) 屋外施設

表 1-4-2 施設規模の設定 屋外施設

No.	施設名等	面積	規模設定の考え方
7-1	グラウンド (200mトラック、野球場、サッカーコート等)	16,225 m ² 以上	◆直線100m確保、200mトラックを確保 ◆サッカーコート1面(コート：105m×68m、コート周り5m程度のスペースを含め9,000 m ² 程度)を想定 ◆野球場1面(両翼70m程度：バックネット・防球ネット等のスペースを含め85m角、7,225 m ² 程度)を想定
7-2	テニスコート	3,100 m ² 程度	◆4面(2面：39.8m×38.9m=1,550 m ²)
7-3	屋外倉庫	95 m ²	◆屋外倉庫として1か所
7-4	屋外トイレ	32 m ²	◆屋外トイレとして1か所
7-5	駐輪場	250 m ²	◆既存の角田中の駐輪場を参考に250 m ² 程度を想定
7-6	駐車場	土地利用計画(配置計画)で検討	◆一般用駐車場として40台以上、1台25 m ² を想定 ◆職員用駐車場として50台以上、1台25 m ² を想定 ◆業務用駐車場として、スクールバス6台以上、1台28 m ² を想定
7-7	緑地、歩道、車アクセス路、管理用道路等	土地利用計画(配置計画)で検討	◆敷地境界への2m程度の緑地等を配置 ◆駐車場・建物等の配置を踏まえ、緑地、歩道・車アクセス路、管理用道路等を適宜配置

(3) 新中学校における必要面積基準等

ここでは、上記(1)(2)で設定した施設規模について、文部科学省が示す基準面積と比較を行い、基準との対応状況について確認を行います。

表 1-4-3 新中学校における施設必要面積等(1)

① 中学校設置基準(抜粋)	
(平成14年3月29日 文部科学省令第15号 最終改正：平成19年12月25日 文部科学省令第40号)	
【基準】	
第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。	
第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。	
□別表(第八条関係)	
イ 校舎の面積	
生徒数	面積(㎡)
1人以上40人以下	600
41人以上480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3,240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
□ 運動場面積	
生徒数	面積(㎡)
1人以上240人以下	3,600
241人以上720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8,400
【上記基準に係る検討】	
〈第四条 一学級の生徒数〉	
◆本計画では、学級編制を最大35人としており、基準のとおり1学級40人以下となっています。	
〈第八条 校舎面積〉	
◆本計画では、令和13年度以降の供用開始を目指し、令和13年度時点の生徒数443人(通常学級生徒418人、特別支援学級生徒25人)で規模を設定しています。	
◆基準における校舎面積は3,018㎡です。	
$600 + 6 \times (443 \text{人} - 40) = 3,018 \text{㎡}$	
◆本計画における校舎面積は6,855㎡～7,909㎡であり、基準を上回っています。	
〈第八条 運動場面積〉	
◆基準における運動場面積は5,630㎡です。	
$3,600 + 10 \times (443 \text{人} - 240) = 5,630 \text{㎡}$	
◆本計画におけるグラウンド等の運動場面積(グラウンド：16,225㎡以上、テニスコート3,100㎡程度)は、19,300㎡以上であり、基準を上回っています。	

表 1-4-3 新中学校における施設必要面積等(2)

② 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

(平成18年7月13日 18文科施第188号 文部科学大臣裁定 最終改正：令和7年4月1日 6文科施第963号)

第4 公立学校建物の校舎等基準表

3. 中学校（中等教育学校の前期過程を含む。）基準（抜粋）

【基準】（1）校舎

□学級数に応ずる校舎必要面積

（構造：R※、単位：㎡）

学級数（特別支援学級を除く）	面積の算定方法
1 学級及び 2 学級	$848+651(N-1)$
3 学級から 5 学級まで	$2,150+344(N-3)$
6 学級から 11 学級まで	$3,181+324(N-6)$
12 学級から 17 学級まで	$5,129+160(N-12)$
18 学級以上	$6,088+217(N-18)$

注) 1 N……学級数（特別支援学級を除く。）

2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。

3 多目的教室を設ける学校の必要面積は学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.105を乗じて得た面積とする。

※：鉄筋コンクリート造

【上記（1）基準に係る検討】

◆新中学校において想定している学級数は14学級（1学年：4学級、2学年：5学級、3学年：5学級、特別支援学級を除く）です。

◆基準に基づき学級数に応じた校舎必要面積を算定すると7,135㎡となります。

$$5,129 \text{ ㎡} + 160 \text{ ㎡} \times (14 - 12) = 5,129 \text{ ㎡} + 320 \text{ ㎡} = \underline{5,449 \text{ ㎡}}$$

・基準 注) 2 を踏まえ算出される必要面積

$$\text{特別支援学級数は6学級を想定していることから、} 168 \text{ ㎡/学級} \times 6 \text{ 学級} = \underline{1,008 \text{ ㎡}}$$

・基準 注) 3 を踏まえ算出される必要面積

計画している多目的教室は、個別・少人数学習、グループ学習など多様な学習活動に柔軟に対応できるスペースとしての活用を想定していることから、多目的教室に関する係数は1.105を採用することとし、校舎必要面積を算出

$$(5,449 \text{ ㎡} + 1,008 \text{ ㎡}) \times 1.105 = 7,134.985 \text{ ㎡} \div \underline{7,135 \text{ ㎡}}$$

◆本計画において検討している校舎の面積は、6,855㎡～7,909㎡で、共用スペースの面積次第では、基準（校舎必要面積：7,135㎡）を上回ることになります。

		面積（㎡）		
校舎面積※	a	5,141		
共用スペース	b	25%の場合	30%の場合	35%の場合
		1,714	2,203	2,768
校舎全体面積	a+b	6,855	7,344	7,909

※各諸室等を積み上げた面積

表 1-4-3 新中学校における施設必要面積等(3)

【基準】（２）教室数と総面積

□学級数に応ずる教室数と総面積

（教室数の単位：室、総面積の単位：㎡）

学級数※1		1 及び 2 学級	3～5 学級	6～11 学級	12～ 17 学級	18～ 23 学級	24～ 29 学級	30～ 35 学級	36～ 41 学級	42 学級 以上
室名	教室数	4	10	12	15	15	17	19	20	21
	総面積	333	960	1,325	1,994	2,049	2,382	2,677	2,843	3,029
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積×0.085								
多目的教室及び少人数授業用教室※2	総面積	学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積×0.105								
普通教室	教室数	学級数（特別支援学級を含む）×1								
	総面積	学級数（特別支援学級を含む）×74								

注）1 特別教室の種類は、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室とする。

2 器具器材庫（屋内運動場に附属するものを除く。）、特別教室の準備室、国語準備室、社会準備室、数学準備室及び更衣室は、特別教室の総面積には含めるが、特別教室の数には含めない。

※1：特別支援学級を除く

※2：少人数授業に対応した多目的教室を含む

【上記（２）基準に係る検討】

- ◆計画している通常学級数は 14 学級、特別支援学級は 6 学級です。

〈特別教室〉

- ◆基準において通常学級が 14 学級の場合の特別教室数は 15 室、総面積は 1,994 ㎡です。
- ◆本計画において検討している特別教室の教室数は 14 室、面積は準備室等を含め 1,755 ㎡で基準を下回っています。

	数値	対象
特別教室数	14 室	理科室 2、美術室 1、音楽室 1、技術室 1、家庭科室 2（調理室、被服室）、図書室 1、生徒会室 1、カウンセリング室 1、別室登校向け教育相談室 3、進路指導室 1
特別教室面積	1,755 ㎡	上記諸室面積と各準備室、教材室、更衣室（職員用を除く）、倉庫とする。

〈多目的教室及び少人数授業用教室〉

- ◆基準においては、多目的教室関係として「多目的教室」と「多目的教室及び少人数授業用教室」の 2 つの基準がありますが、計画している多目的教室は、個別・少人数学習、グループ学習など多様な学習活動に柔軟に対応できるスペースとしての活用を想定していることから、「多目的教室及び少人数授業用教室」として検討します。
- ◆先に検討した「（１）学級数に応ずる校舎必要面積」の基準において、特別支援学級を含む学級数 20 学級に応ずる必要面積は 6,522 ㎡
 $6,088 \text{ ㎡} + 217 \text{ ㎡} \times (20 - 18) = 6,522 \text{ ㎡}$
- ◆基準による「多目的教室及び少人数授業用教室」の総面積は 685 ㎡です。
 $6,522 \text{ ㎡} \times 0.105 = 684.81 \text{ ㎡} \div 685 \text{ ㎡}$

表 1-4-3 新中学校における施設必要面積等(4)

◆計画している多目的教室の面積は 864 m²で、基準を上回っています。

	面積 (m ²)	備考
多目的教室	216	各学年 1 室、計 3 室、1 室当たり 1 コマ (72 m ² /コマ) を想定
多目的ホール	648	多目的ホールとして各学年 1 か所、1 か所当たり 3 コマを想定
計	864	

〈普通教室〉

◆計画している通常学級は 14 学級、特別支援学級は 6 学級です。

◆基準における普通教室の教室数と総面積は以下のとおりです。

- 教室数：特別支援学級を含む学級数 20 学級×1＝20 教室
- 総面積：特別支援学級を含む学級数 14 学級×74 m²＋6 学級×37 m²＝1,258 m²

◆計画している普通教室（普通教室＋特別支援教室）は 20 教室、面積は 1,224 m²であり、教室数は基準と一致、面積は基準を下回っています。

	教室数	面積 (m ²)	備考
普通教室	14 室	1,008	普通教室として 14 室、1 室当たり 1 コマ (72 m ² /コマ) を想定
特別支援教室	6 室	216	特別支援教室として 6 室、1 室当たり 0.5 コマを想定
計	20 室	1,224	

【基準】（３）屋内運動場（集会室を含む）

□学級数に應ずる屋内運動場必要面積：温暖地

学級数（特別支援学級を含む）	面積 (m ²)
1 学級～17 学級	1,138
18 学級以上	1,476

【上記（３）基準に係る検討】

◆計画している通常学級は 14 学級、特別支援学級は 6 学級です。

◆基準において 20 学級に対応する面積は 1,476 m²となります。

◆計画している屋内運動施設の面積は、2,216 m²であり、基準を上回っています。

	面積 (m ²)	備考
体育館	1,698	アリーナ (1,287 m ²)、ステージ、トイレ、器具庫等を含む ※更衣室 (99 m ²) は、上記 (2) の基準に含めたため除く
柔剣道場	518	柔道場 1 面 (225 m ²)、剣道場 1 面 (225 m ²)、器具庫等
計	2,216	

1-5. 概算事業費

表 1-5-1 概算事業費

(税込み／単位：億円)

項目		概算事業費
1	校舎建設費	41.2
2	屋内運動施設建設費	12.1
3	屋外トイレ建設費	0.5
4	クラブハウス（倉庫）建設費	0.3
5	駐輪場建設費	0.6
6	外構整備費	8.1
7	調査測量設計費	6.7
8	備品購入費	2.8
9	その他	7.7
計		80.0

※ 必要学級数は、1 学級あたり 35 人となることを想定し、令和 13 年度を供用開始予定として、その時点での生徒数の推計から、普通学級を 14 学級と見込み、校舎等の必要面積を算出している。

※ 屋内運動施設建設費には、柔剣道場を含んでいる。

※ デフレ率（1.27）を見込んで設定しているが、近年の物価上昇率からすると、事業費が大きく変動する可能性がある。

1-6. 敷地造成基本計画

(1) 基本方針

敷地造成に関する各工種の考え方及び、今後、土木基本設計や実施設計を行うにあたり、検討・留意すべき事項を下記に記載します。

なお、測量、地質調査や関係機関との協議等を踏まえて、計画の熟度向上が必要であり、諸状況によっては計画を見直すものとします。

(2) 造成計画

① 土工計画

- ・土工（切土・盛土）については、計画地外周の現況地形との高低差を最小限とします。
- ・土工計画によって過不足土が生じる場合は、公共残土利用・処分を念頭にコスト縮減を図りますが、同時期に受入先・搬出先の条件を十分確認したうえで、適切な土工計画を策定するものとします。

② 基礎地盤

- ・土地利用や建物配置を決定する際には、基礎地盤が十分な安定を確保できるのか確認を行い、場合によっては対策工等の措置を講じる必要があります。具体的な工法については、今後の詳細な調査・解析等を踏まえて決定するものとします。

③ 工事中の防災対策

- ・工事中に地区外への雨水や土砂などが流出しないように、仮排水路、小堰堤、土砂防止柵などの防災対策を講じるものとします。

(3) 道路計画

① 接続道路

a) 道路拡幅

計画地に接する道路は写真 1-6-1 に示すとおり現況幅員 $W=5.0\text{m}$ であり、交通安全性の確保及び将来的な交通需要増加リスクを考慮し、拡幅を行うことが望ましいです。

なお、拡幅にあたっては、交通への影響や周辺環境への配慮を踏まえ、道路管理者との協議を行い適切に決定するものとします。



写真 1-6-1 道路位置図

b) 歩道

計画地西側の国道 113 号には既に歩道が整備されています。

歩行者は車両動線と分離された歩道を通行して計画地へアクセスすることが可能であり、通学時等における歩行者の安全性確保が図られる計画とします。

② 交差点

国道 113 号との接続部が交差点となるため、道路管理者等と協議のうえ、十分に調整するものとします。

(4) 駐車場・駐輪場計画

① 駐車場

a) 駐車場規模

駐車場は、職員及び業務用・一般用の利用を想定し、職員用駐車場は小型自動車を 50 台以上、業務用駐車場はスクールバスを 6 台以上、一般用駐車場は小型自動車を 40 台以上確保した駐車場配置で検討しましたが、実際の必要台数は、学校規模や利用形態、将来的な生徒数・職員数の変動、各種行事開催時の需要等を踏まえるとともに、施設管理者及び関係機関との協議結果を反映するものとします。

b) 乗り入れ

乗り入れは、交通渋滞や事故発生リスクの低減、十分な視距の確保に配慮した上で決定するものとします。

c) 舗装構成

駐車場部の舗装は、耐久性及び維持管理性を考慮しアスファルト舗装を基本とします。

② 駐輪場

駐輪台数は、将来の生徒数の変動や通学手段の変化等を考慮し、過不足が生じないように必要規模を整備するものとします。

(5) 雨水排水計画

① 排水経路

雨水排水は、場内に設けた側溝等に集水し、既存側溝へ流下させる方針とします。

計画地から流出した雨水排水が既存排水施設へ流入するため、既存排水施設の流下能力に対して設計流量が上回る場合は、流下能力を満たす断面へ改修するものとします。

② 排水勾配

排水勾配は流末排水に向かって、適宜 0.5～1 %程度の排水勾配を付けるものとします。

③ 降雨強度式

排水施設の設計諸元は、「都市計画法開発許可制度便覧」（宮城県）に基づき、降雨強度式は、『県南部』の5年確率式に準拠するものとします。

(6) 上・下水道計画

① 整備基本方針

上水、下水いずれも敷地内から区域外の既存施設へ接続し給水・排水する方針とします。区域外の事業区分（学校整備事業、上下水道事業）については、庁内及び関係機関と協議のうえ決定するものとします。

② 施設諸元

施設諸元等に関しては、今後の詳細な設計にて既存施設の条件、学校規模（利用人数等）などを踏まえて計画給水量・排水量の検討を行い、整備の方向性を決定するものとします。

(7) 消防水利計画

- ・消火栓などの消防水利施設については、計画地内の消防利水をカバーするものとします。

(8) 屋外運動場計画

- ・屋外運動場は、200mトラック（100m直線）・野球場・サッカーコートを含むグラウンドとテニスコート（4 面）を想定します。ただし具体的な配置については、校舎やその他関連施設との取り合いに配慮し、今後検討を進めます。
- ・グラウンド照明、スプリンクラー等の付帯施設については、基本設計・実施設計にて検討を行った上で決定することとします。
- ・野球場、サッカーコートについては、公式競技利用ではなく、あくまでも学校活動及び一般利用を対象とした規模の寸法で決定します。
- ・グラウンド舗装は学校用途ということを考慮し、複数の種目競技が可能なタイプとします。
- ・降雨後の水はけを考慮し、グラウンドの下には暗渠排水を整備します。
- ・各施設の配置については、以下の方向を参考としますが、この方向に限定するものではありません。

表 1-6-1 屋外運動施設方位

屋外体育施設	推奨方位
トラック	長軸を南北方向又は北北西から南南東とする
野球場	ホームベースが北から北北東の範囲とする
テニスコート	長軸を南北方向を基準に、若干北西～南東に振る
サッカーコート	長軸を南北方向とする

出典：屋外体育施設の建設指針（公益財団法人 日本体育施設協会）

(9) その他関連施設

- ・外周柵、門扉、ゴミステーションなど、その他必要な施設については、基本設計・実施設計にて検討を行った上で決定することとします

1-7. 事業手法の検討

新中学校建設に係る設計及び施工に関し、適用が想定される事業手法として「従来型業務発注・請負契約方式」や「PFI事業方式」等を整理します。

(1) 従来型業務発注・請負契約方式

資金は自治体が準備し、造成や建築の設計及び工事等に関して、それぞれ従来どおり業務発注を行います。

建築の設計については、設計者の選定方法として、以下の「プロポーザル方式」、「コンペ方式」、「競争入札方式」の3種類が考えられます。

新中学校整備においては、今後、教育関係者や生徒、地域住民等と設計者が一体となって設計を進めていくことが重要となることから、中学校施設に関する高度な技術力や経験を有する設計者を選定できる「プロポーザル方式」を活用していくことが考えられます。

表 1-7-1 設計者選定方式別の概要

設計者選定方式	概要
プロポーザル	組織の体制、実績、技術力等を総合判断し優れた「設計者」を選定する方法
コンペ	- 具体的な「設計案」を評価し「設計案」を選定する方法 - 設計者側の時間・費用等の負担が大きく、設計案を選定するため、その後の案の変更や発注者側の意見の反映が難しい。
競争入札	- 価格のみで設計者を選定 - 設計者の技術力や体制等の把握が困難

(2) PFI事業方式

近年、民間の資金やノウハウ等の活用により、公立小中学校の整備にかかるコストの縮減等を図っていくため、PFIによって公立小中学校の施設整備を行う例もみられることから、PFI事業方式について整理します。

文部科学省資料によると、公立小中学校の施設整備における事業スキームとして、下記の内容が挙げられています。

表 1-7-2 公立学校の施設整備におけるP F Iの事業スキームの概要

項目	内容	備考
事業方式	◆公立学校の施設整備事業は B T O方式が一般的 B T O：選定事業者が資金を調達し、施設を設計・建設し、完工後に地方公共団体に譲渡	※1
事業類型	◆サービス購入型 公立学校施設については、学校開放等における利用料金のみによる初期整備費及び維持管理費の回収は期待できないため、地方公共団体からP F I 事業者を支払うサービス購入費によって回収することになる。但し、国庫補助対象の初期整備費は、竣工後、施設を引渡した時点で地方公共団体からP F I 事業者に一括して支払うことになる。	※1 ※2
事業期間	◆施設整備事業は、期間 15 年～20 年の事例が多い。	※1
官民の役割分担	◆公立学校の運営業務（教育）は公共が行う。 ◆公立学校施設整備のP F I 事業では、下記業務を民間事業者の業務とすることが一般的 ○施設整備関連業務 事前調査、設計、建設、什器・備品設置、既存施設の解体等 ○維持管理業務 保守管理、清掃、警備、小規模修繕等 ※学校施設の時間外一般開放の管理業務を含む場合もある。	※1 ※2
複合化の可能性	◆他施設との複合化により、新たな教育的な効果が生まれる可能性がある。 ◆複合化に当たっては、生徒等と他施設の利用者との動線を分離するなど、安全性の確保や学習環境への配慮が必要となる。 ◆複合化する附帯施設としては、文部科学省の手引書で以下が例示されている。 例：生涯学習施設、公民館、図書館、文化ホール、美術館・博物館、老人福祉施設等	※1 ※2
期待される効果	◆総事業費の縮減、工期短縮 施設整備・維持管理業務を一体的に発注することで、供用開始後の維持管理を考慮した施設計画や予防保全を前提とした維持管理等、民間ノウハウを活用したライフサイクルコストの削減や、民間ノウハウの活用による工期短縮等による総事業費の縮減効果が期待できる。	※1

※1：「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程運用の手引 事例集」（平成 29 年 1 月内閣府民間資金等活用事業推進室）https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_02.pdf

※2 公立学校施設整備P F I 事業のための手引書（平成 15 年 4 月文部科学省）を参考に作成

(3) 従来型業務発注・請負契約方式とPFI事業方式の主なメリット・デメリット

表 1-7-3 事業方式別のメリット・デメリット

	従来型業務発注・請負契約方式	PFI事業方式
発注方法	設計・建設・維持管理・運営を業務ごとに分割発注	設計・建設・維持管理・運営を一括発注（長期契約）
発注形態	仕様発注	性能発注（民間の創意工夫を重視）
資金調達	公的資金で対応	民間資金を活用
リスク分担	公共	民間と公共で分散
メリット	○設計・施工・維持管理を段階的に発注するため、地方公共団体の意向が反映しやすく、社会状況の変化にも柔軟に対応できる。 ○維持管理業務の分割発注などにより、地元企業が参入しやすい。 ○基本的に単年度発注であり、民間事業者の経営破綻等による事業中止リスクは少ない。	○民間のノウハウ活用により、事業全体のコスト削減や運営効率の向上が期待できる。 ○地方公共団体の負担を事業期間中で平準化できる。 ○施設のメンテナンス、清掃、警備、情報システム管理などの維持管理サービス水準が高くなる。 ○公立学校施設の地域利用が促進される。
デメリット	○仕様発注や単年度契約が基本となるため、コスト削減効果は限定的になる。 ○年度ごとに委託先等の選定・発注手続き、管理が必要となり、事務負担が大きくなる。 ○地方公共団体が全ての業務を管理するため、民間のノウハウ活用が限定的になる。	○PFI導入の可否についての調査検討が必要であり、通常事業には必要のない準備期間や経費が必要となる。 ○事業開始までの準備に要する作業量やコストが官民ともに増える。 ○事業期間中の施設維持管理等について、官民の調整・協議に要する作業量が増える可能性がある。

1-8. 事業スケジュール

ここでは、新中学校の開校までの事業スケジュールとして、上記「1-7. 事業手法の検討」において整理した以下の2つの事業手法のスケジュールについて検討します。

- (1) 「従来型業務発注・請負契約方式（プロポーザル形式）」による場合
- (2) 「PFI事業方式」による場合

「PFI事業方式」の場合、「PFI導入可能性調査」やPFI法に則った「実施方針等の策定及び公表」、「特定事業の評価・選定、公表」、「民間事業者の募集、評価・選定、公表、協定等の締結等」の手続きに、数年程度の期間が必要となります。

参考

「公立学校施設整備PFI事業のための手引書（平成15年4月 文部科学省 P11）」においては、事業者との契約までの期間について、以下のような内容が記載されている。

- ◆検討開始から実施方針の公表までの内部での検討：1年から2年
- ◆実施方針の公表から契約締結まで：およそ1年程度

□公立学校施設PFIの事業の一般的な手順（公立学校施設整備PFI事業のための手引書 P13）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①基本構想・基本計画の策定（基本設計まで策定する場合もあり） ②PFI導入可能性調査 ③実施方針の作成・公表 ④特定事業の選定・公表 ⑤募集要項（入札説明書）の公表 ⑥優先交渉権者（落札者）の選定・公表 ⑦基本協定の締結 ⑧仮契約 ⑨議会議決 ⑩PFI事業権契約締結 ⑪基本設計の確定（①で基本設計を含む場合には不要） ⑫実施設計 ⑬建築確認申請 ⑭工事着工 ⑮竣工 ⑯施設の引渡し・施設所有権の移転 ⑰施設の維持管理（施設の供用開始後） ⑱事業の監視（モニタリング） ⑲事業の完了 | <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">}</div> <div style="text-align: left;"> <p>1年～2年（左記①～③）
※美里町では、実施方針修正版の公表まで約3年</p> </div> <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">}</div> <div style="text-align: left;"> <p>1年程度（左記④～⑩）
※美里町では約1年</p> </div> |
|---|---|

(1) 「従来型業務発注・請負契約方式（プロポーザル形式）」による場合

表 1-8-1 従来型業務発注・請負契約方式での事業スケジュール

項目 \ 年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	備考
① 適地選定・基本計画	→						新中学校開校 令和13年4月		
② 用地取得		用地交渉・用地取得							
③ 造成設計			入札 ● 造成設計（地質調査＋基本設計＋実施設計＋積算）						
④ 造成工事				入札 ● 造成工事・監理		グラウンド・駐車場等工事・監理			
⑤ 建築設計等		プロポーザル	建築設計（基本設計＋実施設計＋積算）						
⑥ 建築工事				建築確認協議・申請	入札 ● 建築工事・監理	開校準備 備品搬入			資材の調達状況等により工期延長の可能性あり
⑦ 補助金等申請			文科省・宮城県事前協議 負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	負担金・交付金申請			

(2)「PFI 事業方式」による場合

表 1-8-2 PFI 事業方式での事業スケジュール

年度 項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	備考
【角田市】 ① 適地選定・ 基本計画							新中学校開校 令和13年4月		
【角田市】 ② 用地取得		用地交渉・用地取得							
【角田市】 ③ PFI手続き		PFI導入可能性調査	PFI事業に関する実施方針、要求水準書等の作成 特定事業の評価・選定、公表 PFI事業者募集・選定・協定締結・契約等						
【PFI事業者】 ④ 造成設計・工事				造成設計（地質調査＋基本設計＋実施設計＋積算）・造成工事・監理等					
【PFI事業者】 ⑤ 建築設計・工事				建築設計（基本設計＋実施設計＋積算＋確認申請関係）・建築工事・監理等					資材の調達状況等により工期延長の可能性あり
【PFI事業者】 ⑥ 施設の管理							管理運営開始		
【角田市】 ⑦ 補助金等申請			文科省・宮城県事前協議 負担金・交付金申請		負担金・交付金申請	負担金・交付金申請			

参考：美里町PFI事業実施までの経緯

年度	年月日	経緯	備考
令和元年	令和元年5月	新中学校施設基本計画策定	
	令和2年2月	PFI導入可能性調査報告 ボーリング調査結果報告	
令和2年	令和2年4月	実施方針策定の見通し公表	
	令和2年11月	実施方針・要求水準書（案）の公表	
	令和2年12月	個別対話実施要項の公表	
	令和3年1月	事業者との個別対話実施	
令和3年	令和3年4月	・美里町新中学校整備事業（仮称）実施方針・ 要求水準書（修正版）の公表	
	令和3年6月	・美里町新中学校整備事業を特定事業として選 定 ・美里町新中学校整備事業の公告及び募集要項 の公表	
	令和3年12月	優先交渉権者の決定及び審査講評の公表	
	令和4年1月	基本協定締結	
	令和4年3月	事業契約締結	
令和5年	令和5年7月	本体工事起工式	
令和6年	令和7年2月	竣工	
令和7年	令和7年4月	新中学校開校	

資料：美里町HP等

以下については、今後の基本設計・実施設計にて詳細な検討を行います。

1-9. 土地利用計画（配置計画）の検討

（1）ゾーニング・校舎配置の考え方

1）校舎西側配置案

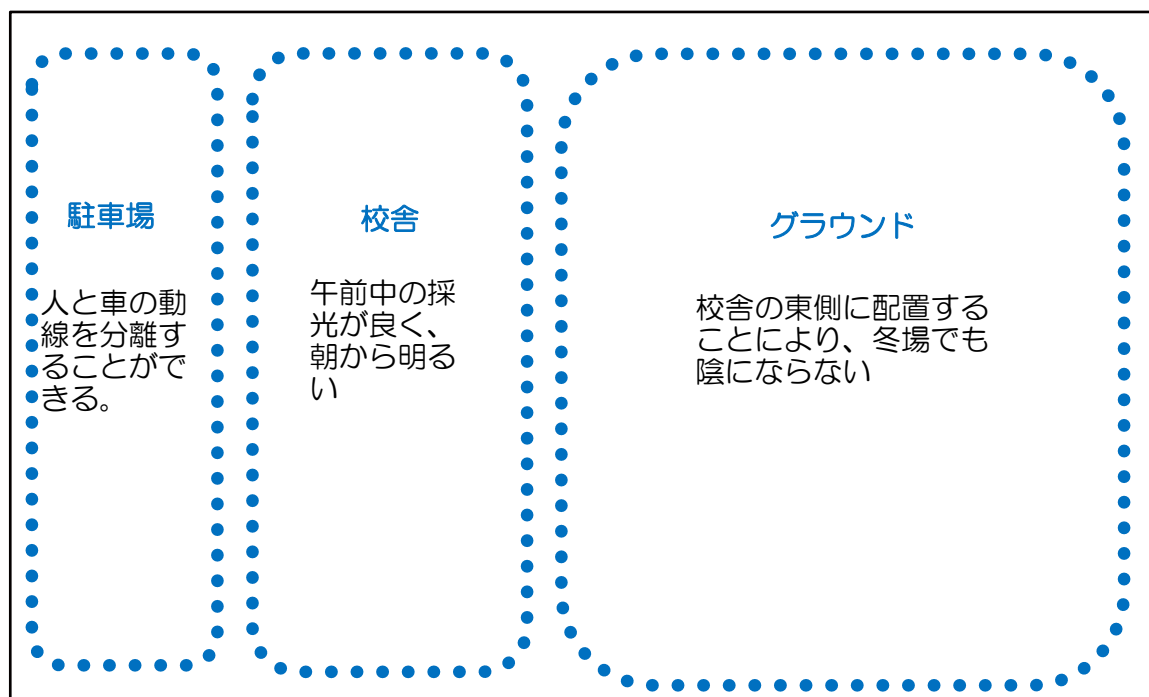


図 1-9-1 西側配置ゾーニング図

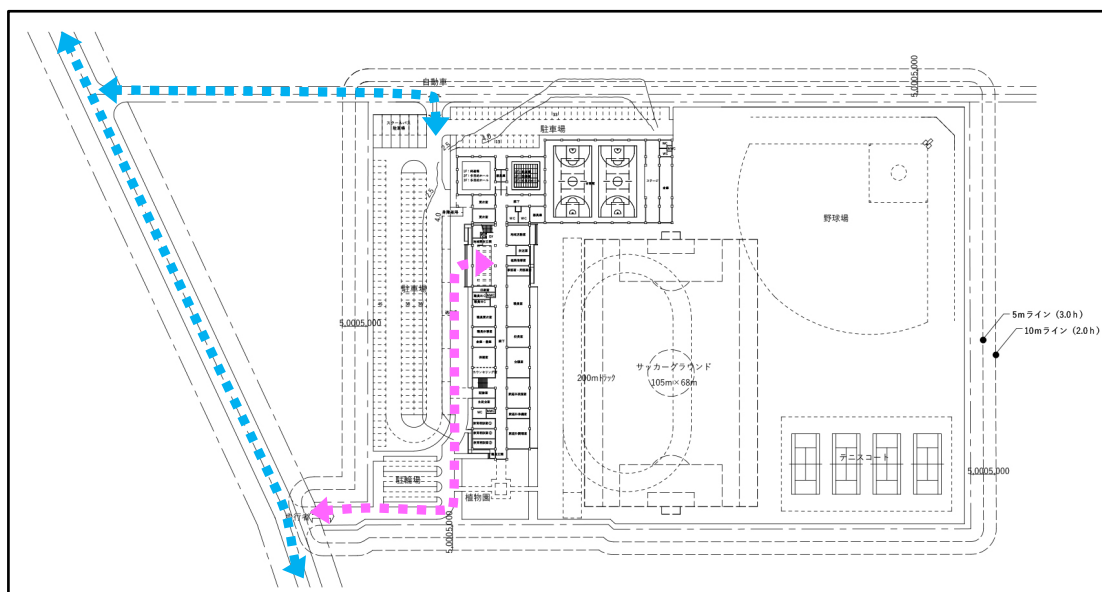


図 1-9-2 西側配置案

2) 北側配置案

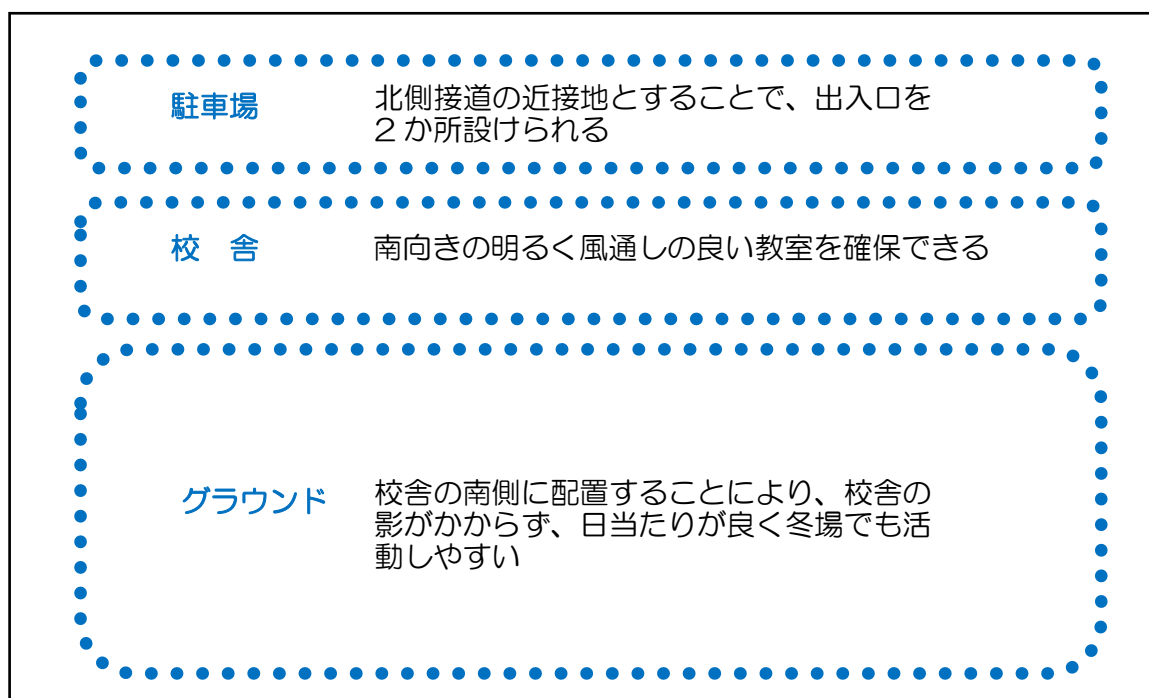
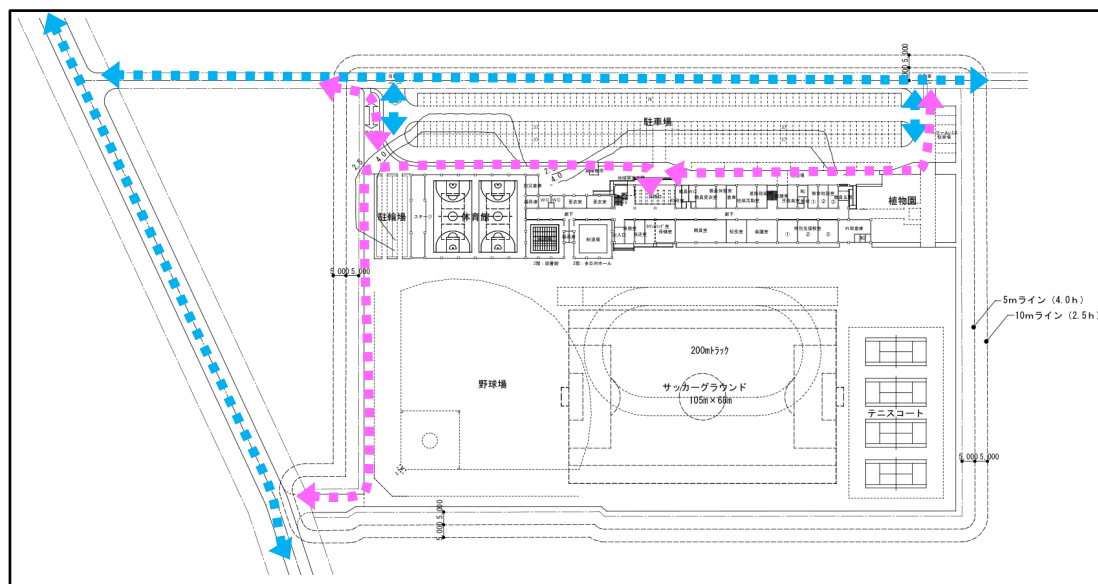


図 1-9-3 北側配置ゾーニング図



←.....→ 車両動線
 ←.....→ 人動線

図 1-9-4 北側配置案

3) 南側配置案

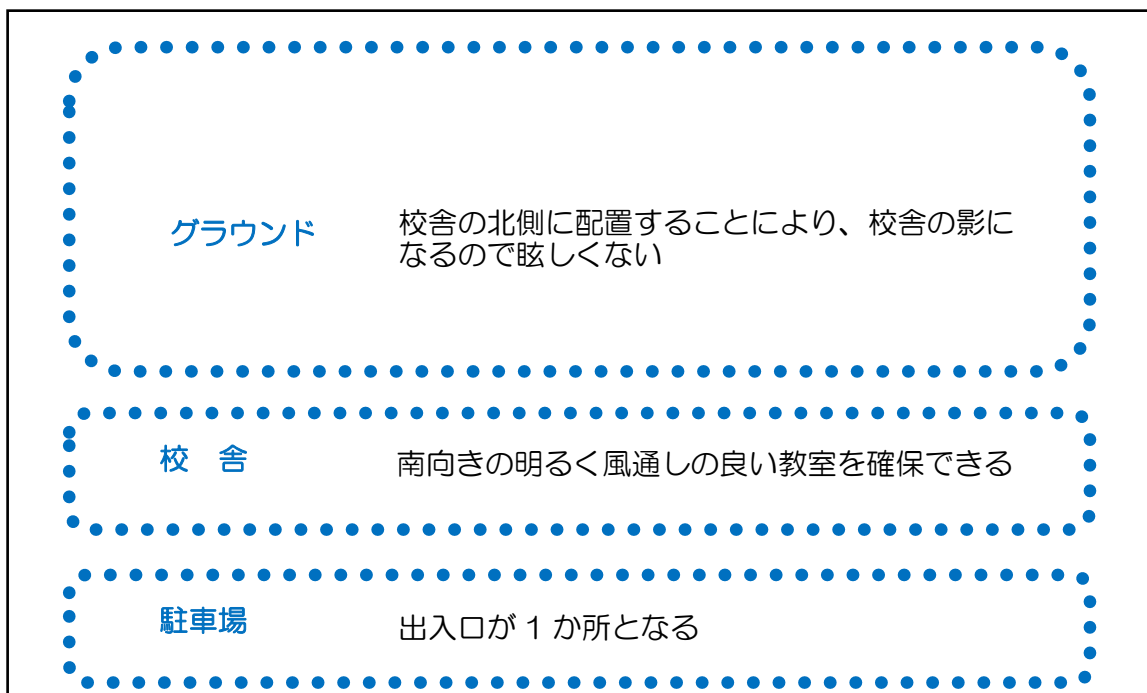
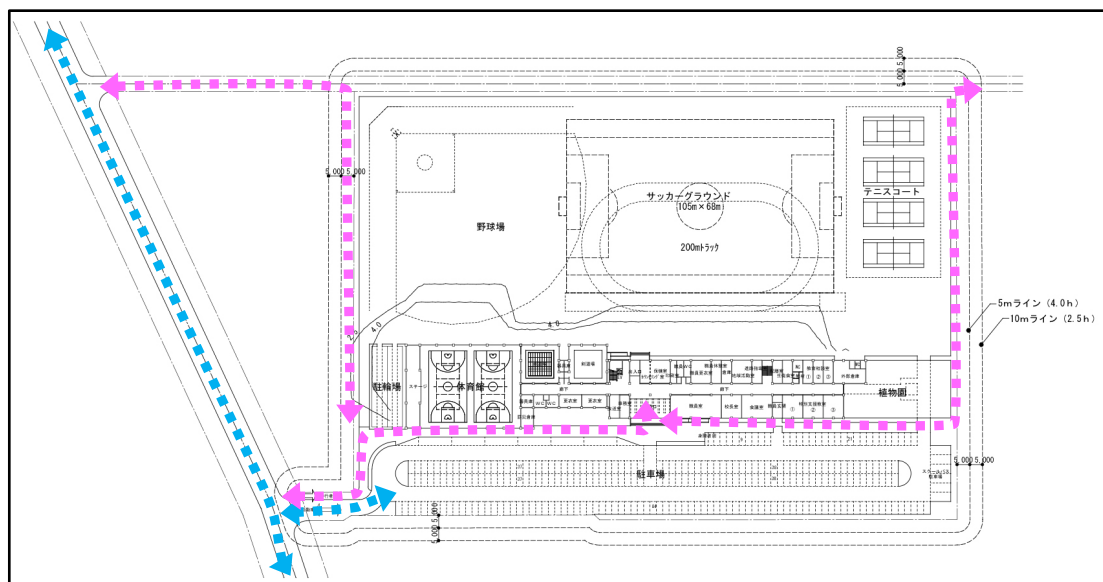


図 1-9-5 南側配置ゾーニング図



←.....→ 車両動線
 ←.....→ 人 動 線

図 1-9-6 南側配置案

(2) 校舎配置位置比較表

表 1-9-1 校舎配置位置比較表

配置案	西側配置案	北側配置案	南側配置案
概略図			
校舎位置	西側	北側	南側
校舎・体育館配置	鍵型配置	直線配置	直線配置
校舎日陰規制	北東方向に区域外への影響あり	北西方向に区域外への影響あり	北西方向に区域外への影響あり
グラウンド位置	校舎棟正面	校舎棟正面	校舎棟正面
トラック長軸方向	北東から南西方向	北西から南東方向	北西から南東方向
野球場方向(ホームベース)	東方向	西方向	西方向
テニスコート長軸方向	北東から南西方向	北西から南東方向	北西から南東方向
サッカーグラウンド長軸方向	北東から南西方向	北西から南東方向	北西から南東方向
スクールバス出入口	北側接道	北側接道	県道 113 号
自転車出入口(主)	県道 113 号	北側接道	県道 113 号
駐車台数(小型・最大)	167 台	224 台	264 台
メリット	・教室は、午前中の採光が良く、朝から明るい。 ・グラウンドは冬場でも陰にならない。 ・人と車の動線を分離することができる。 ・校舎までの人の動線が短くなる。	・南向きの明るく、風通しの良い教室を確保できる。 ・グラウンドは日当たりが良く、冬でも乾きやすく活動しやすい。 ・駐車場は北側接道の近接地とすることで、出入口を 2 か所設けられる。	・南向きの明るく、風通しの良い教室を確保できる。 ・グラウンドは、校舎の影になるので眩しくない。 ・北側の隣地に対する日影の影響がない。
デメリット	・西側の教室が午後に猛烈に暑くなる。 ・グラウンドは西日が眩しい。 ・西風が強い場合は砂埃が校舎に直接吹き付ける恐れがある。	・教室は、夏場の直射日光による黒板の反射や、室温上昇の恐れがある。 ・北側の隣地に対する日影の影響が大きく、配慮が必要である。 ・冬季間は校舎北側の駐車場が凍結しやすく、暗い。 ・人と車の動線が交差することになり、危険である。 ・校舎までの人の動線が長くなる。	・教室は、夏場の直射日光による黒板の反射や、室温上昇の恐れがある。 ・グラウンドは、校舎の影で地面が凍結・泥濘化しやすい。 ・駐車場の出入り口が 1 か所となる。 ・人と車の動線が交差することになり、危険である。 ・校舎までの人の動線が長くなる。

1－10．新中学校（建築物）基本計画案の検討

（1）新中学校校舎レイアウト検討

西側配置案を元に、新中学校校舎のレイアウトを検討した場合。

1）Ｌ字型校舎

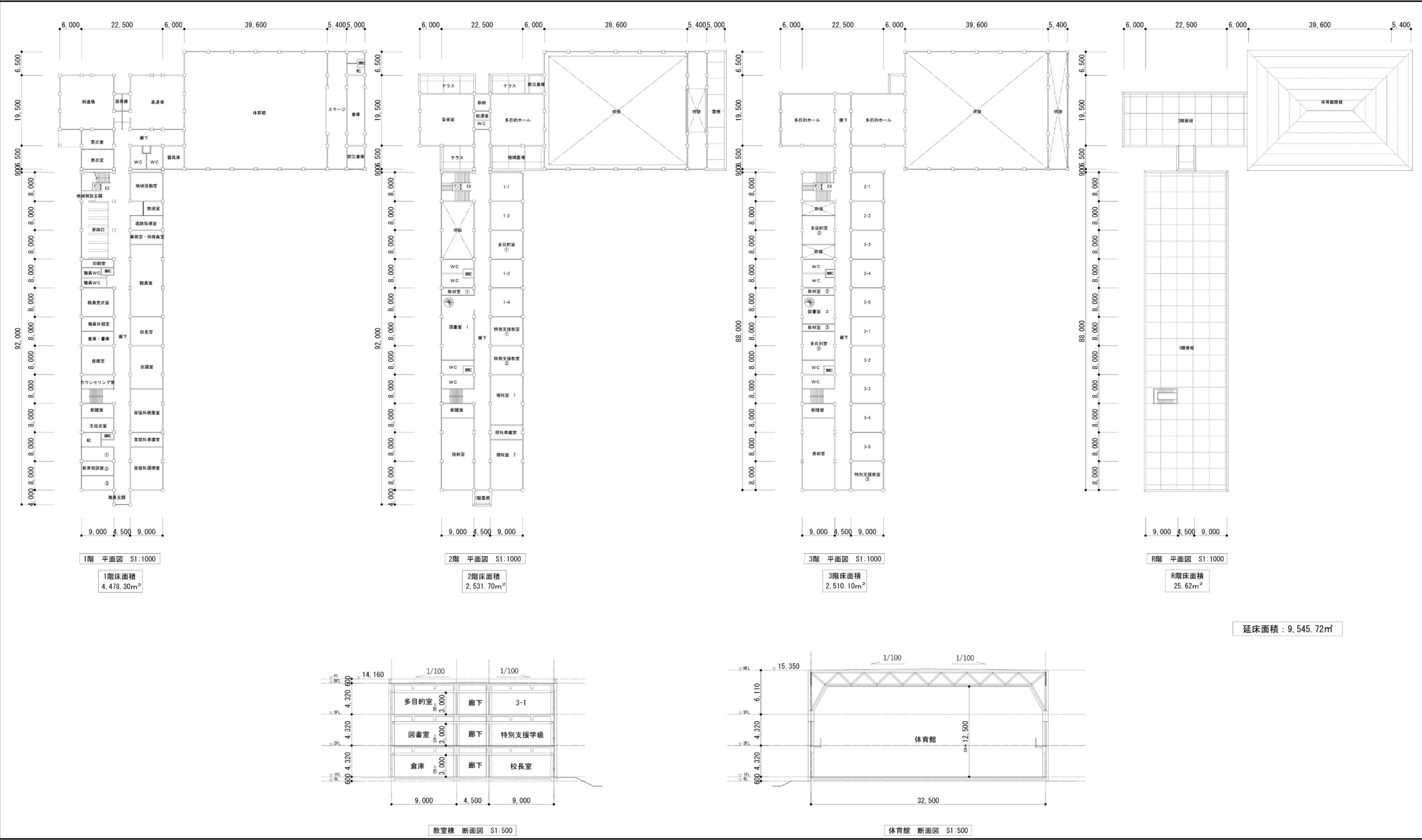


図 1-10-1 L 字型校舎 平面図・断面図

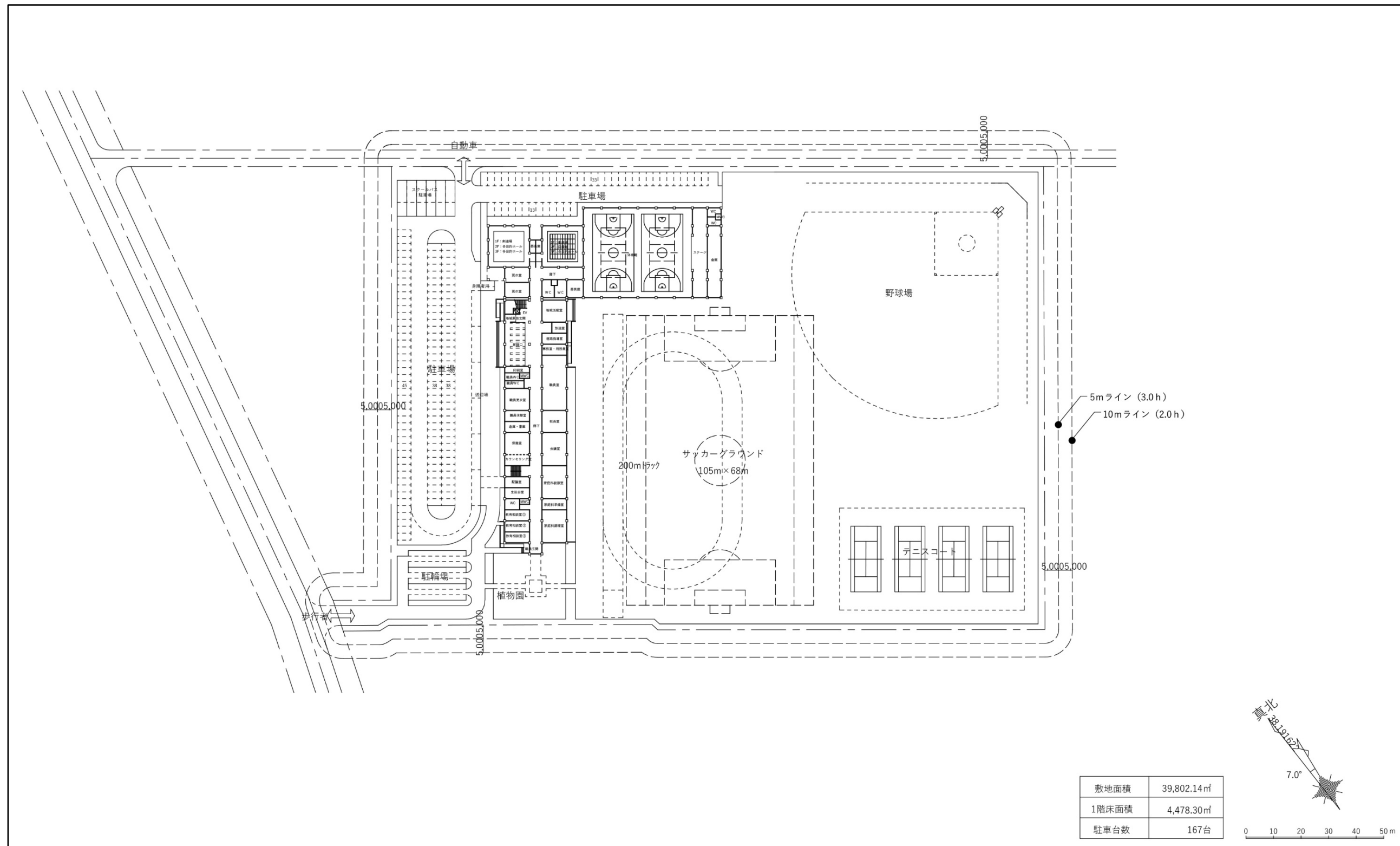


图 1-10-2 L 字型校舍 配置图

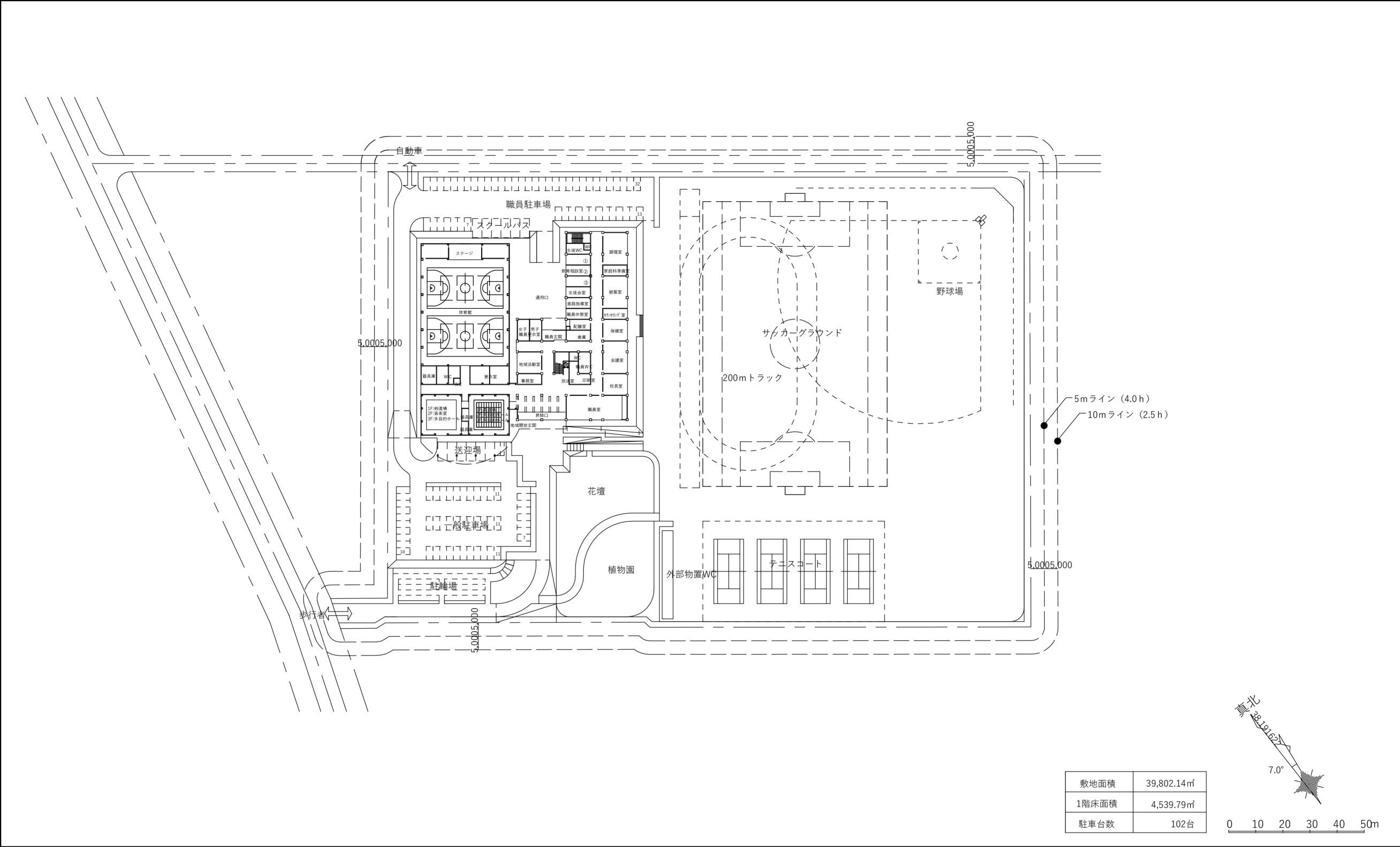
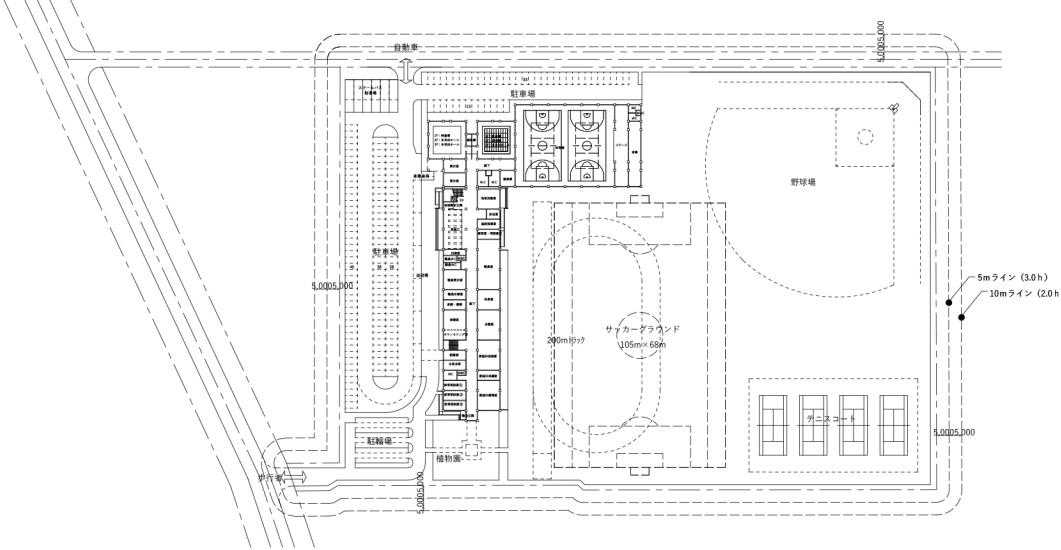
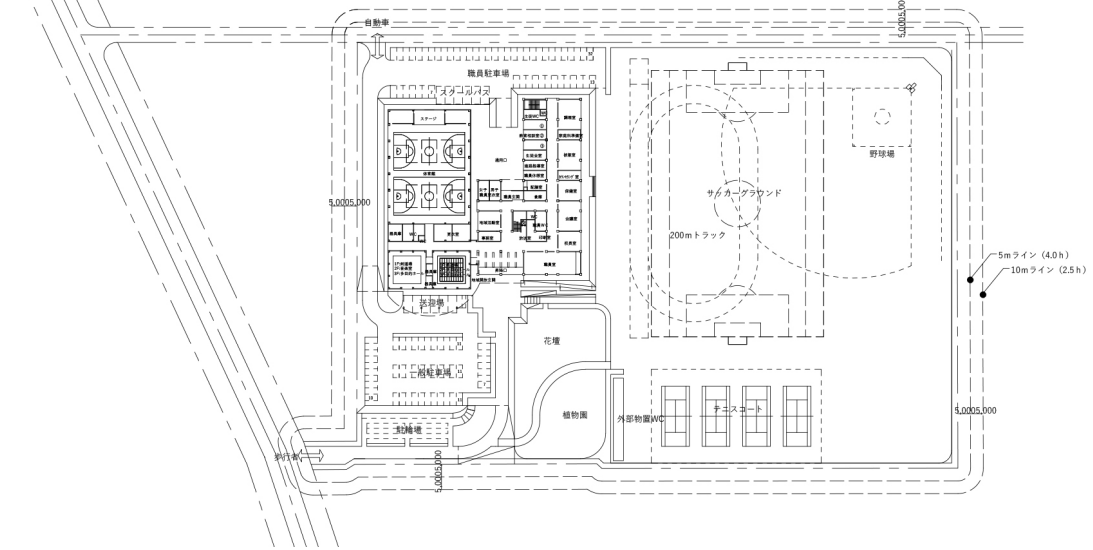


図 1-10-4 集中型校舎 配置図

(2) 校舎レイアウト比較表

表 1-10-1 校舎レイアウト比較表

案	L字型校舎	集中型校舎
概略図		
特徴	敷地のコーナーを有効活用できるため、多くの中学校で採用されている	1つの大きな建物に全ての機能を詰め込む、都市型のスタイル
メリット	L字型の長い辺に教室、短い辺に屋内運動場を設けることで、授業に集中する空間と、活動的な空間を物理的に分けることができる。	建物がコンパクトなため、生徒の動線が短くなる。
	建物の内角側にグラウンドを配置することで、校舎が防音壁の役割を果たし、近隣への騒音対策になる。また、校舎からグラウンド全体を見渡しやすくなる。	建物の表面積が小さいため、冷暖房の効率が非常に良く、ランニングコストを抑えることができる。結果として、環境負荷の低減につながる。
	コーナー部分の近くに、昇降口や階段、エレベーター等を集約させることで、どの教室からもアクセスしやすい効率的な動線が作れる。	建物がコンパクトなため、他学年の活動が目に入りやすく、学年を超えた交流を誘発できる。
	コーナー部分は面積が広くなりがちだが、多目的コーナーや音楽室等の、広い面積を必要とする教室として活用することができる。	建物の面積が少ないので、グラウンド等を矩形で広く確保でき、敷地の有効活用ができる。
デメリット	コーナー部は、建物が重なるため影ができやすく、奥まった部屋の光や風が遮られがちで、採光や風通しが悪くなる。	建物の中心部が深くなるため、外窓がない「窓なし部屋」ができやすくなる。採光を確保するためには、設計上の工夫が必要となる。
	コーナー部に階段等が集中するため、休み時間に生徒が一点に集まり、混雑が起きやすくなる。	吹き抜けを通じて、1階の喧騒が最上階まで響いてしまうことがあり、防音対策にコストがかかる場合がある。
	L字型の長い辺には教室を設置するが、西側の教室が西日の影響を強く受けるため、庇やルーバーでの調整が必要となる。	窓が外周部にしかないため風通しが悪く、自然換気ではなく機械に頼る割合が増える。
	地震の際、2つの棟が異なる方向に揺れようとするため、角の部分に大きな負担がかかる。エキスパンション・ジョイントを設けるなど、構造上の配慮が必要である。	全校生徒が1つの建物に集中しているため、避難経路が密集しないように、複数の避難ルートを慎重に設計する必要がある。